

第27期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.sbigroup.co.jp/investors/index.html>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「株主総会」を選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/8473/teiji/>

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日（木曜日）当社営業時間の終了時（午後5時45分）までに、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。



インターネットによる
議決権の行使

3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議決権をご行使ください。



書面による
議決権の行使

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時

2 場 所 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号

The Okura Tokyo オークラプレステージタワー1階「平安の間」

3 目的事項

報告事項

1. 第27期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第27期計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役15名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎基準日までに書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、事業報告の「新株予約権等の状況」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況」、連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイトに掲載しておりますので、当該書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人はこれらの事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎資源使用量節減のため、本定時株主総会終了後の決議通知等の発送を行わず、当社ウェブサイトに掲載させていただく予定ですので、ご理解のほどお願い申し上げます。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。

<https://p.sokai.jp/8473/>



当社ウェブサイト ▶ <https://www.sbigroup.co.jp/investors/index.html>

経営近況報告会開催のご案内

当日は本定時株主総会終了後、同会場にて、経営近況報告会を開催いたしますのでご案内申し上げます。

当会は本定時株主総会とは別に、当企業グループの事業活動内容のご紹介や、今後の展望についてのご説明をさせていただくものです。また、株主の皆様からの疑問点やご質問にもお答えしたいと存じます。

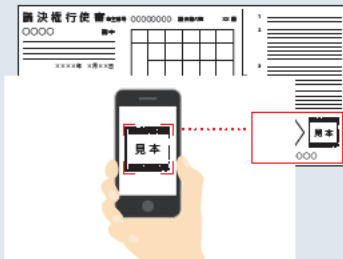


インターネットによる議決権行使のご案内



QRコードを読み取る方法

- 1 議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。弊社株主総会ポータルサイトに自動的にログインすることができます。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 画面上部の「議決権行使サイトへ」ボタンを押していただき、以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



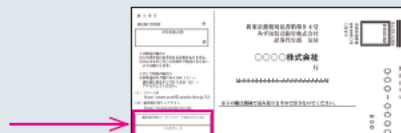
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

- 1 「議決権行使ウェブサイト（以下URL）」にアクセスしてください。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

※ 左記載の弊社株主総会ポータルサイトとは別のサイトとなります。

- 2 議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」続いて「パスワード」を入力してログインしてください。



※ セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

※ パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できません。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（ご注意）

● **行使期限は2025年6月26日(木)午後5時45分まで**であり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願い致します。● インターネットと書面による議決権行使を重複された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。● インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っていますが、ご利用の機器や環境によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

- (1) インターネットによる議決権行使操作方法等に関する専用お問い合わせ
フリーダイヤル **0120-768-524**（年末年始を除く 9:00～21:00）
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324**（平日 9:00～17:00）

SBIグループは世界経済や
マーケットの状況を踏まえ、
企業生態系の優位性を最大限に
発揮する事業運営によって
飛躍的成長を実現していきます。

SBIホールディングス株式会社
代表取締役 会長 兼 社長 (CEO)

北尾 吉孝



1 当企業グループの現況

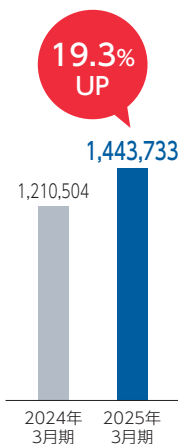
1. 当連結会計年度の事業の現況

(1) 事業の経過及びその成果

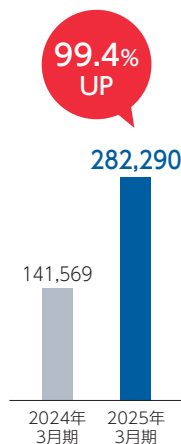
当連結会計年度（2024年4月～2025年3月）における我が国経済は、企業業績の回復や賃上げ等の雇用環境の改善を背景に全体として緩やかな回復基調を維持しました。日銀は長期にわたる大規模な金融緩和策を見直し、段階的な金利の正常化に踏み切りましたが、米国のトランプ政権による通商政策の転換が懸念材料であり、特に日本の輸出総額約107兆円の内、6%超を占める自動車及び自動車部品に関する関税交渉の進展次第では、対米輸出の大幅減少による国内経済への悪影響が見込まれ、追加利上げの足かせにもなっています。

なお日経平均株価は、2024年7月には米国の利下げ期待と国内企業の堅調な業績を背景に、史上最高値となる4万2,426円を記録しましたが、8月には米中摩擦の再燃や日銀の利上げ決定を受けて3万1,156円まで急落しました。10月以降、4万円台を回復する場面も

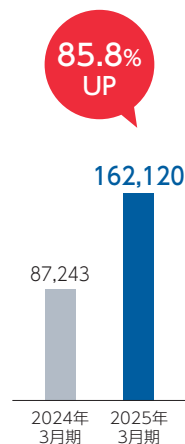
収益
(百万円)



税引前利益
(百万円)



親会社の所有者
に帰属する
当期利益 (百万円)



ありましたが、2025年2月にはトランプ政権の関税強化発表により再び下落するなど、ボラティリティの高い1年となりました。

このような状況下で、当社の当連結会計年度における連結業績は、収益が前期比19.3%増の1兆4,437億円となり過去最高を更新しました。金融サービス事業の収益が前期比9.9%増の過去最高となる1兆2,022億円となったことや、投資事業の収益が前期比341.5%増の1,127億円となったことが大きく貢献しています。

利益面については、金融サービス事業が堅調であったことに加え、未上場銘柄の評価額が向上したことで前期において税引前損失約177億円を計上していた投資事業が、税引前利益約672億円と大きく好転したことが寄与し、連結での税引前利益は前期比99.4%増の2,823億円、親会社の所有者に帰属する当期利益は同85.8%増の1,621億円となりました。

当企業グループにおいて、収益および利益の両面で最大かつ安定的な貢献をしている金融サービス事業につきましては、金利上昇局面を追い風に連結業績に対する寄与度の点で銀行事業が証券事業を上回る規模となっています。銀行事業の中核となるSBI新生銀行は、銀証連携を中心とする当企業グループとの連携諸施策で既に一定の成果を挙げ、当連結会計年度の業績は、実質業務純益が前期比27%増となる1,302億円（小数点以下切り捨て）となるなど、前期比で大幅な増収増益を達成しています。また住信SBIネット銀行や韓国のSBI貯蓄銀行の業績も好調でした。SBI証券は、オンラインでの国内株式売買手数料を無料にするゼロ革命が通期で影響したにもかかわらず、収益源の多様化等の諸施策が奏功したことで、当連結会計年度の業績は前期比で増収増益を達成しました。

また、規制緩和により暗号資産業界の発展を支援するトランプ大統領の就任への期待から、暗号資産市場が活性化し、暗号資産マーケットメイカーの英国B2C2社や暗号資産交換業者の業績が好調でした。

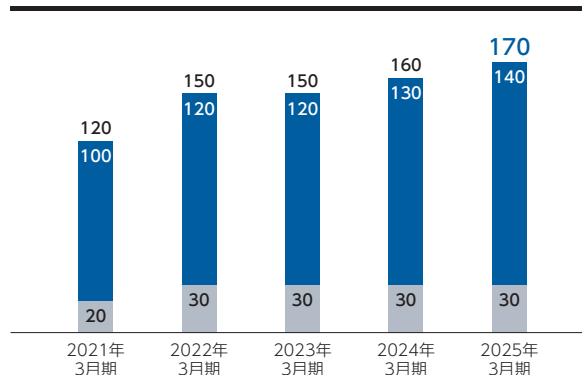
(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の株主還元は、配当金総額に自己株式取得額を加えた総還元額を、当面の間は金融サービス事業において、子会社等株式売却益などの特殊要因を除いた税引前利益の30%程度とすることにしており、当連結会計年度の該当する金融サービス事業の税引前利益は1,687億円でした（金融サービス事業の税引前利益から、SBI新生銀行における海外子会社の清算に伴う特別利益およびNECキャピタルソリューション取得による負ののれん発生益、並びに同セグメントにおいて保有する営業投資有価証券の評価益等の特殊要因を控除）。なお年間配当金支払いの基本方針としては、最低配当金額として1株当たり10円の配当を実施し、持続的な成長のための適正な内部留保の水準、当面の業績見通し等も総合的に勘案し決定することにしております。

当連結会計年度は、連結業績を踏まえ1株当たり30円の間配当を実施したのに加え、期末配当金は1株当たり140円としました。この結果、当連結会計年度の年間配当金合計は1株当たり170円となります。

株主の皆さまにおかれましては、今後も自己変革を通じ進化し続けるSBIグループに、より一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

1株当たりの配当金の推移（円）



注）2024年3月期の1株当たりの期末配当金には、創業25周年記念配当10円が含まれています。

(3) 各事業セグメントの概況

金融サービス事業



SBI新生銀行（日本会計基準）は、法人業務における事業法人を中心とした貸出残高増加による金利収益や、海外事業での大口保証案件実行による手数料収益の計上等が寄与し、前期比で大幅な増収増益となりました。持分法適用関連会社の住信SBIネット銀行は、住宅ローン事業で貸出が順調に拡大したほか、運用利回り上昇によって資金運用収益が増加したこと等を背景に、当社におけるIFRS取り込みベースの持分法による投資利益は前期比44.3%増の6,436百万円となりました。韓国のSBI貯蓄銀行は、基礎的収支が堅調に推移し、融資債権劣化はほぼ収束するなど業績は改善傾向にあり、自己資本比率も17.81%（2025年3月末）と過去最高を記録しました。

SBI証券（日本会計基準）は、「ゼロ革命」（国内株式のオンライン取引に係る手数料の無料化）により通期で約380億円の逸失収益を生じたものの、収益源の多様化が奏功し収益減少をオフセットしたことで、営業収益、営業利益、当期純利益等がいずれも過去最高となりました。

SBIインシュアランスグループ（日本会計基準）は、保有契約件数の堅調な増加により増収増益となりました。

上記の結果、金融サービス事業の収益は過去最高となる前期比9.9%増の1兆2,022億円、税引前利益は同30.3%増の2,254億円となりました。

資産運用事業



新NISA開始により、資産運用事業に属する各社の運用資産残高が大幅に増加したこと等が寄与し、資産運用事業の収益は過去最高となる前期比14.8%増の338億円、税引前利益は同12.5%増の54億円となりました。

投資事業



投資事業では、未上場銘柄の評価額が向上した結果、前期の税引前損失から672億円の黒字へと大きく改善しました。

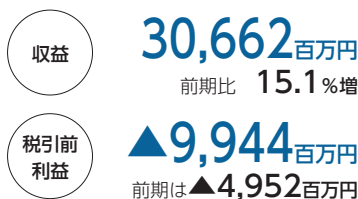
なお2025年4月より投資事業はPE投資事業に名称を変更しております。

暗号資産事業



トランプ大統領の就任により暗号資産市場が活性化する中、暗号資産マーケットメイカーの英国B2C2社の収益や利益が大きく伸びたことに加え、暗号資産取引所でも顧客基盤の拡大や新施策が奏功したことで、暗号資産事業の収益は過去最高となる前期比41.4%増の807億円、税引前利益も過去最高となる同151.8%増の212億円となりました。

次世代事業



バイオ・ヘルスケア&メディカルインフォマティクス事業では、前期に5-ALA関連事業において計上した健康食品事業用の原料在庫の評価替えに伴う特別損失が当期は発生しなかったこともあり、黒字を確保しました。Web3・デジタルアセット等の先端技術領域は、利益貢献し始めた事業も一部あるものの、全体としては未だ先行投資の段階です。

2. 対処すべき課題

当企業グループは、1999年の創業以来、日本国内においてインターネットをメインチャネルとし、証券・銀行・保険をコア事業とする金融サービス事業において企業生態系の構築を進め、現在世界的に見ても極めてユニークな総合金融グループとなっています。また、創業時から、国内外において次世代の成長産業への注力投資や東南アジア地域を中心とした高い経済成長が見込まれる国々への投資を積極的に行い、ベンチャー企業等の育成にも取り組んできました。

近年、金融業界だけでなく様々な業界において、AIやブロックチェーン・分散型台帳技術（DLT）を中心にそれらと親和性の高いビッグデータ、IoT、ロボティクス等のデジタルテクノロジーの導入が急速に進んでいます。そうした中、今後も引き続きこれらの先進技術を有する有望な企業への投資や提携を積極的に進めると共に、当企業グループの各金融サービスでこれらの先進技術を活用した新サービスの開発や新たな金融ビジネスの創造に向けた取り組みを強化し、企業生態系の組織優位性を最大限に発揮する事業展開によって、飛躍的な成長を図ることが重要であると考えています。

創業30周年となる2029年3月期に目指す姿として新中期ビジョンを策定

SBIグループは事業構築の基本観である「顧客中心主義」の徹底と「企業生態系」という仕組みの優位性を活用することに加え、革新的技術への信奉のもとアナログからデジタルへという時代の流れに乗じて、デジタルテクノロジーを導入した新たな戦略を駆使することで、創業20周年の2019年3月期から25周年の2024年3月期において、顧客基盤は5年間で約2倍と

なる5,000万件を突破し、税引前利益も約1.7倍となる1,400億円を達成するなど著しい飛躍を遂げてきました。

SBIグループは、創業20周年から25周年にかけて著しい飛躍を遂げた

	創設当時 (1999年7月8日)	創業20周年 (2019年3月末)	創業25周年 (2024年3月末)	2019年 3月末比
グループ 顧客基盤	0	2,520万件	5,050万件	2.0倍
売上高 (連結)	0	3,514億円 (2019年3月期)	12,105億円 (2024年3月期)	3.4倍
従業員数 (連結)	55人	6,439人	19,097人	3.0倍
グループ 会社数	0	259社 (連結子会社：210社、 連結組合：16社、 持分法適用：33社)	721社 (連結子会社：595社、 連結組合：64社、 持分法適用：62社)	2.8倍
グループ 上場企業数	0	5社 (SBIホールディングス を含む)	18社 (SBIホールディングス を含む)	3.6倍
資本金	5,000万円	920億円	1,804億円	2.0倍
純資産 (親会社に帰属する持分)	5,000万円	4,567億円	12,622億円	2.8倍
時価総額	0	5,833億円	11,928億円	2.0倍

この度次のマイルストーンとなる創業30周年に向けて、グループ顧客基盤1億件、連結税引前利益5,000億円、等を掲げた新中期ビジョンを策定しました。この新中期ビジョンの達成に向けて、SBIグループがこれまで蓄積してきた顧客基盤、事業資産、資金調達力等の一層の拡大と進化させた生態系を徹底的に活用し、更なる営業基盤の拡大を図ることで、飛躍的な成長の実現を目指してまいります。

創業30周年（2029年3月期）に目指す姿 〈新中期ビジョンのKey Indicators〉

	(参考) 2025年3月期 (2024年4月～2025年3月) 実績値	2029年3月期 (2028年4月～2029年3月) 目標値
グループ顧客基盤	5,442万件	1億件
連結税引前利益	2,823億円	5,000億円
連結税引前利益に 占める海外事業 ^(※) の割合	約17%	30%
ROE	12.8%	15%

※金融サービス事業セグメント及び暗号資産事業セグメントにおける海外事業が対象

新中期ビジョンの達成に向けた諸施策

■ グループ証券口座数3,000万を早期に達成

SBI証券では顧客中心主義を体現する「ゼロ革命」（国内株式のオンライン取引に係る手数料の無料化）を推進し、証券口座数が短期間で著増しました。また収益源を多様化・強靱化する取り組みは「ゼロ革命」によって発生する逸失利益を相殺して余りあるものとし、企業生態系の更なる拡大と収益基盤の強化に繋がりました。またその効果はSBIグループの企業生態系という仕組みを通じて、他のグループ会社の顧客基盤拡大やサービスの認知拡大にも繋がり、グループ全体の成長を支える原動力となっています。

新中期ビジョンの達成に向けては、このようにグループ全体に波及する証券顧客基盤の拡大が不可欠であることから、優良な顧客基盤を有する企業とのオープン・アライアンスの推進や、投資初心者や未経験者の多い若年層向けのアプローチを強化することで、新規顧客層の開拓に注力します。また伝統的金融とデジタル金融を融合した新たな金融商品やサービスを提供することで、できるだけ早期にグループ証券口座数3,000万を達成したいと考えています。

■ 公的資金返済に目途がついたSBI新生銀行を中核に「第4のメガバンク構想」を推進

SBIグループの銀行事業の中核を担うSBI新生銀行は2021年12月にSBIグループ入りした後、企業生態系という仕組みを駆使し、SBI証券をはじめとしたSBIグループ各社とのシナジーを徹底追求することで飛躍的な成長を成し遂げてきました。前中期経営計画（2022年5月策定）で掲げた財務目標はアウトパフォームする形で達成し、2025年5月には新たな中期経営計画を発表しました。

このように好調な業績を背景に、SBI新生銀行はすでに合計約1,193億円の公的資金の返済を完了していますが、SBIグループ各社とのシナジーの徹底追求に加え、事業環境に応じた機動的な業務運営及び再上場を含む資本政策等の様々な施策を講じることで、残りの約2,300億円をできるだけ早期に返済し、公的資金の完済という大義を果たしたいと考えております。

またSBI新生銀行の更なる飛躍に向けて、同行を中核とする「第4のメガバンク構想」を強力に推進します。現在日本では地域金融機関のオーバーバンキングが問題となっていますが、SBIグループはSBI新生銀行をコアとする広域地域プラットフォームとして、資本関係の有無によらず全国の地域金融機関と連携し、システムや業務プロセスの効率化を図るとともに、規模の経済性を追求することで、地域金融機関ひいては地域企業の活性化を支援します。

■ 海外事業の税引前利益をグループ全体の3割相当に

SBIグループでは海外事業強化に向け、グループ横断的な組織として、海外事業統括本部を設立する予定です。人・資金・技術といったSBIグループが保有する経営資源を最適配分できる体制の下で、海外で更なる競争優位性を発揮できる生態系を形成し、今後3～5年程度を目途に、連結税引前利益に占める海外事業の割合を、現在の2割程度から3割に相当する水準まで引き上

げたいと考えています。

特に、米国トランプ政権が発表した相互関税政策の影響で、日系企業を中心に、地産地消に向けたグローバルな供給網を構築するべく、消費国に生産拠点を移転する動きを見据え、すでに銀行・証券事業を展開している東南アジア地域において、その地域の資金需要の増加を取り込み、事業の成長を図ることに注力してまいります。

■ 技術革新の波を捉えるべく、デジタルスペース生態系の構築を着実に推進

低コスト・高速な取引が可能という優位性を持ち、SBIグループが早期から成長産業と位置付けてきた暗号資産の市場規模は、創業20周年の2019年3月からの6年間で20倍以上に拡大しました。また、日本では暗号資産に上場株式等と同じ源泉分離課税を適用する方向で税制改正を行う議論も進んでいることから、投資環境の整備が進み、投資家層の裾野が拡大することが期待されます。

SBIグループではこの領域において、暗号資産交換業者のSBI VCトレードやビットポイントジャパン、暗号資産マーケットメイカーのB2C2、デジタルアセット流通市場を運営する大阪デジタルエクスチェンジ（ODX）といった各社が様々なサービスを提供し、デジタルスペース生態系を構築してきましたが、今後生態系を更に拡大させつつ、SBIグループ各社との相乗効果を生み出せる取り組みを強化したいと考えています。

特にステーブルコインは既存の決済・貿易金融の仕組みを代替する可能性があることから有望な領域と捉えています。現在の決済・貿易では、日本円ではなく、米ドルが主流となっていることから、SBIグループでは米ドル建てステーブルコインUSD Coin（USDC）を発行する米国Circle社と提携し、SBI VCトレードでは2025年3月26日より日本国内で初めてステーブルコインの取り扱いを開始しました。今後はドル建ての定期預金と比較して、高い利回りが見込めるUSDCを貸し出すレンディングサービスを提供するなど、更なるサービス拡充を進めていきます。

メディア・IT・金融を融合したネオメディア生態系を構築しメディア領域に進出

昨今SNSのようなインターネットメディアが主要な情報源としての地位を確立し、既存メディアへの信頼性が低下するなど、メディアの立ち位置が激変しつつあり、特に米国ではメディア・IT・金融の融合が急速に進んでいます。

金融機関によるメディア領域への進出の事例では、世界最大級のオルタナティブ投資運用会社であるBlackstoneや世界トップクラスの銀行であるJPMorgan Chaseが各種メディア企業や知財（IP）への投資を拡大しています。またメディアが金融に進出する事例もあり、X（旧Twitter）はイスラエルのネット証券大手のeToroや米国クレジットカード大手のVISAと提携し、金融や決済を組み込む「スーパーアプリ化」の構想を進めています。

このような世界的な潮流の中で、SBIグループは銀行・証券・保険・資産運用など広範にわたって、国内最高峰の質・量を誇る金融データを保有し、デジタルスペース生態系を駆使することで従来のアナログチャネルだけでなくデジタルチャネルでも情報の拡散が可能であり、メディア領域でもこうした当企業グループの強みを活かせると考え、同領域への事業参入を決定しました。

ネオメディア事業を統括するSBIネオメディアホールディングス株式会社を設立し、M&Aの推進やコンテンツファンドを通じたIPへの投資などの施策を通じて、コンテンツと金融データを組み合わせた唯一無二の総合金融&メディアディストリビューターを目指して、ネオメディア生態系の構築を目指していきます。

またメディア領域においては地方紙・ローカル局と連携することで、地域の情報を全国に発信するなど、第4のメガバンク構想との融合も図りながら、地方創生にも貢献していきます。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は93,546百万円となりました。

これは主に、金融サービス事業において、顧客数増加による注文件数の増加に円滑に対応すると共に、より幅広いサービスを顧客に提供するため、既存取引システムの増強及び新サービスを提供するためのソフトウェア開発を中心に、72,514百万円の設備投資を実施したことによるものであります。

4. 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社は2024年7月に2031年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債を100,000百万円、2024年9月にMTNプログラムに基づく無担保社債（2年債）を40,000百万円、2024年10月に第39回無担保社債（4年債）160,000百万円及び第40回無担保社債（4年債）30,000百万円、2025年1月に第41回無担保社債（3年債）50,000百万円及び第42回無担保社債（5年債）20,000百万円を発行したほか、2024年8月に株式会社みずほ銀行をアレンジャーとするシンジケートローンにより総額41,500百万円の借入を行っております。

また、当社の子会社である株式会社SBI証券は、2025年3月に第1回無担保社債（劣後特約付・3年債）30,000百万円を発行したほか、2024年6月に三井住友信託銀行株式会社をアレンジャーとする劣後特約付シンジケートローンにより総額58,500百万円の借入を行っております。

5. 当企業グループの財産及び損益の状況の推移

区 分	第 24 期	第 25 期	第 26 期	第 27 期 (当連結会計年度)
	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
収 益 (百万円)	763,618	956,977	1,210,504	1,443,733
税 引 前 利 益 (百万円)	412,724	102,140	141,569	282,290
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	366,854	35,445	87,243	162,120
基本的1株当たり当期利益 (親会社の所有者に帰属) (円)	1,498.55	133.87	316.43	536.09
資 産 合 計 (百万円)	17,838,200	22,301,975	27,139,391	32,113,430
資 本 合 計 (百万円)	1,583,258	1,751,982	1,907,346	1,763,793
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	3,770.84	3,731.17	4,181.45	4,162.73

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

セグメント区分	名 称	議決権の所有割合 (%)
金 融 サ ー ビ ス 事 業	S B I ファイナンシャルサービシーズ(株)	100.0
	(株) S B I 証券	100.0 (100.0)
	S B I リクイディティ・マーケット(株)	100.0 (100.0)
	S B I F Xトレード(株)	100.0 (100.0)
	S B I マネープラザ(株)	66.6 (66.6)
	S B I インシュアランスグループ(株)	59.7
	S B I 生命保険(株)	100.0 (100.0)
	S B I 損害保険(株)	99.2 (99.2)
	SBI FinTech Solutions(株)	89.7 (12.2)
	S B I エステートファイナンス(株)	100.0 (100.0)
	(株) S B I 新生銀行	100.0 (77.8)
	昭和リース(株)	100.0 (100.0)
	(株) アプラス	100.0 (100.0)
	新生フィナンシャル(株)	100.0 (100.0)
	S B I 貯蓄銀行(株)	100.0 (100.0)
	S B I 地銀ホールディングス(株)	100.0

セグメント区分	名 称	議決権の所有割合 (%)
資 産 運 用 事 業	SBIアセットマネジメントグループ(株)	100.0
	SBIグローバルアセットマネジメント(株)	52.6 (52.6)
	SBIアセットマネジメント(株)	97.9 (97.9)
投 資 事 業	SBIキャピタルマネジメント(株)	100.0
	SBIインベストメント(株)	100.0 (100.0)
	SBI Hong Kong Holdings Co., Limited	100.0
	SBI VENTURES ASSET PTE. LTD.	100.0 (100.0)
	SBI ALApharma Co., Limited	100.0 (100.0)
暗 号 資 産 事 業	SBI VCTトレード(株)	100.0 (100.0)
次 世 代 事 業	SBIファーマ(株)	100.0 (100.0)
	SBIアラプロモ(株)	100.0 (1.0)
	SBIバイオテック(株)	95.8 (1.1)

(注) 「議決権の所有割合」は、2025年3月31日現在の状況を記載しております。また、「議決権の所有割合」の()内は、間接所有割合で内数であります。

②特定完全子会社に関する事項
該当事項はありません。

7. 当企業グループの主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当企業グループは、国内外の証券・銀行・保険を中心に金融商品や関連するサービスの提供等を行う「金融サービス事業」、投資信託の設定、募集、運用などの投資運用や投資助言、金融商品の情報提供等を行う「資産運用事業」、国内外のＩＴ、フィンテック、ブロックチェーン、金融及びバイオ関連のベンチャー企業等への投資等を行う「投資事業」、暗号資産の交換・取引サービスを提供する暗号資産交換業等を行う「暗号資産事業」、バイオ・ヘルスケア&メディカルインフォマティクス事業やWeb3関連の先進的な分野に取り組む事業等が含まれる「次世代事業」を主要な事業内容としております。

8. 当企業グループの主要な拠点等（2025年3月31日現在）

- (1) 国内
東京都：当社及び国内の主要な子会社の本店
- (2) 海外
香港：SBI Hong Kong Holdings Co., Limited
シンガポール：SBI VEN CAPITAL PTE. LTD.
上海：思佰益(中国)投資有限公司

9. 当企業グループの使用人の状況（2025年3月31日現在）

セグメント区分	使用人数
金融サービス事業	16,387名
資産運用事業	363
投資事業	1,310
暗号資産事業	282
次世代事業	528
全社(共通)	286
合 計	19,156

- (注) 1. 使用人数は従業員数であり、事業セグメントに関連付けて記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人は、当社の管理部門等に所属しているものであります。
3. 使用人数が、前期末に比べ59名増加しております。

10. 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入残高
(株)みずほ銀行	166,748百万円

(注) コールマネーを除く主要なものを記載しております。

2 当社の現況

1. 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 544,661,000株
(2) 発行済株式の総数 303,056,907株(うち自己株式32,768株を含む)
(3) 株主数 255,966名
(4) 単元株式数 100株
(5) 大株主

株主名	持株数 株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	44,597,300	14.7
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	27,000,000	8.9
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	20,837,452	6.9
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 5 0 5 0 0 1	7,575,526	2.5
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 1 4 0 0 4 2	6,900,028	2.3
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリートイー 5 0 5 2 3 4	5,419,217	1.8
北尾 吉孝	4,327,960	1.4
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 5 0 5 2 2 3	3,995,947	1.3
ジェーピー モルガン チェース バンク 3 8 5 7 8 1	3,884,900	1.3
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 1 4 0 0 5 1	3,808,636	1.3

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

新株予約権の行使により、発行済株式の総数は、1,167,100株増加しております。

2. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 兼 社 長	北 尾 吉 孝	SBIインベストメント(株)代表取締役執行役員会長兼社長 (株)SBI証券代表取締役会長 SBIファーマ(株)代表取締役執行役員社長 SBIリクイディティ・マーケット(株)取締役会長 SBIグローバルアセットマネジメント(株)取締役 ジャパンネクスト証券(株)取締役 地方創生パートナーズ(株)代表取締役社長 SBIファイナンシャルサービシーズ(株)取締役会長 SBIキャピタルマネジメント(株)代表取締役社長 SBIデジタルアセットホールディングス(株)代表取締役会長 SBIアセットマネジメントグループ(株)取締役会長 SBI Hong Kong Holdings Co., Limited代表取締役 SBI VEN HOLDINGS PTE. LTD.取締役 SBI ALAファーマ(株)代表取締役
代 表 取 締 役 副 社 長	高 村 正 人	(株)SBI証券代表取締役社長 SBIネオファイナンシャルサービシーズ(株)取締役 (株)THEグローバル社取締役 SBIファイナンシャルサービシーズ(株)代表取締役社長 SBI地方創生サービシーズ(株)取締役 SBI P T S ホールディングス(株)代表取締役

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 副 社 長	朝 倉 智 也	SBIグローバルアセットマネジメント(株)代表取締役社長 ウエルスアドバイザー(株)代表取締役社長 SBIアセットマネジメント(株)代表取締役会長兼CEO SBIインシュアランスグループ(株)取締役 SBIオルタナティブ・インベストメント・マネジメント(株)取締役 Carret Holdings, Inc.取締役 SBI岡三アセットマネジメント(株)取締役 SBIアセットマネジメントグループ(株)代表取締役社長 SBIオルタナティブ・アセットマネジメント(株)取締役 SBIクリプトアセットホールディングス(株)取締役 SBIレオスひふみ(株)取締役 SBI-Manアセットマネジメント(株)取締役
専 務 取 締 役	森 田 俊 平	SBIアートオークション(株)取締役 SBIポイント(株)取締役 SBI地銀ホールディングス(株)代表取締役 SBIビジネス・ソリューションズ(株)取締役 SBIセキュリティ・ソリューションズ(株)取締役 SBI Crypto(株)取締役 (株)島根銀行 取締役 SBIアセットマネジメントグループ(株)取締役 SBIネオファイナンシャルサービシーズ(株)取締役 SBIデジタルアセットホールディングス(株)取締役 SBINFT(株)取締役 (株)SBI貯蓄銀行取締役 SBI地方創生バンキングシステム(株)代表取締役 SBI地域活性化支援(株)取締役
常 務 取 締 役	日 下 部 聡 恵	(株)SBI証券常務取締役リスク管理部管掌 ジャパンネクスト証券(株)取締役 SBIVCトレード(株)取締役 SBIレミット(株)取締役 SBI Zodia Custody(株)取締役

地 位		氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取	締 役	山 田 真 幸	当社法務部長 S B I アセットマネジメントグループ(株)監査役 SBI Ventures Two(株)取締役 S B I インキュベーション(株)取締役 S B I キャピタル(株)取締役 S B I キャピタルマネジメント(株)取締役
取	締 役	松 井 真 治	S B I ベネフィット・システムズ(株)代表取締役執行役員社長 S B I オートサポート(株)代表取締役 SBI Africa(株)代表取締役 S S トレーディング(株)取締役 ベネフィット・ソリューション(株)取締役
取	締 役	椎 野 充 昭	当社コーポレート・コミュニケーション部長 S B I ノンバンクホールディングス(株)代表取締役 S B I デジタルコミュニティー(株)取締役
取	締 役	佐 藤 輝 英	BEENEXT PTE. LTD.ディレクター BEENEXT CAPITAL MANAGEMENT PTE. LTD.ディレクター
取	締 役	竹 中 平 蔵	(株)サイカ取締役 慶應義塾大学名誉教授 Investcorp Japan, LLCノンエグゼクティブチェアマン (株)フォーラムエンジニアリング社外取締役
取	締 役	鈴 木 康 弘	(株)デジタルシフトウェーブ代表取締役社長 一般社団法人日本オムニチャネル協会会長 情報経営イノベーション専門職大学客員教授 (株)ベルテックス社外取締役 学校法人五島育英会 東京都市大学 教授
取	締 役	伊 藤 博	S B I インシュアランスグループ(株)顧問 一般社団法人東京アメリカンクラブ 財務委員会委員
取	締 役	竹 内 香 苗	フリーアナウンサー ディップ(株)社外取締役

地 位		氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取	締	役 福 田 淳 一	SBI大学院大学 委託講師 弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所 弁護士 特別顧問
取	締	役 末 松 広 行	東京農業大学 総合研究所 特命教授 TREホールディングス(株)社外取締役（監査等委員）
常	勤	監 査 役 市 川 亨	(株)島根銀行社外監査役
常	勤	監 査 役 吉 田 孝 弘	(株)SBI証券監査役 SBIファイナンシャルサービシーズ(株)監査役
監	査	役 関 口 泰 央	(株)グローバル・パートナーズ・コンサルティング代表取締役
監	査	役 望 月 明 美	明星監査法人社員 (株)ツムラ社外取締役 監査等委員 旭化成(株)社外監査役

- (注) 1. 専務取締役森田俊平氏は、2025年5月9日をもって辞任により退任いたしました。
2. 取締役佐藤輝英氏、竹中平蔵氏、鈴木康弘氏、伊藤博氏、竹内香苗氏、福田淳一氏及び末松広行氏は、社外取締役であります。
3. 常勤監査役市川亨氏及び監査役関口泰央氏は、社外監査役であります。
4. 監査役望月明美氏は公認会計士、監査役関口泰央氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役佐藤輝英氏、竹中平蔵氏、鈴木康弘氏、伊藤博氏、竹内香苗氏、福田淳一氏及び末松広行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は、常勤監査役市川亨氏及び監査役関口泰央氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。その対象者は、当社及び当社子会社の役員、会計参与、執行役員及び管理職従業員であります。当社取締役を含む被保険者の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員の報酬等の決定に関するプロセスの公正性及び透明性を確保するため、委員の過半数が独立社外取締役で構成される経営諮問委員会を設置しております。役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、経営諮問委員会の答申を経た上で、取締役会が決定いたします。当事業年度における取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、経営諮問委員会からの報告・答申を踏まえて取締役会が決定しております。

取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬である基本報酬のほか、会社業績等に基づく賞与及び譲渡制限付株式報酬で構成されており、経営諮問委員会の答申を経た上で、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会が各取締役の支給額を決定いたします。また、社外取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬及び賞与で構成されており、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会が各取締役の支給額を決定いたします。ただし、いずれについても取締役会が代表取締役に決定を一任した場合は、代表取締役がこれを決定いたします。

基本報酬は、月例の金銭報酬とし、次に掲げる事項を考慮し、支給額を取締役ごとに定めるものとします。

- ・従業員給与の最高額
- ・過去と同順位の役員の支給実績
- ・当社の業績見込み
- ・取締役の報酬の世間相場
- ・当社の業績等への貢献度
- ・就任の事情
- ・その他

賞与は原則として年1回、譲渡制限付株式報酬は取締役在任中に適時支給するものとし、個々の取締役の職責や職務執行状況等を基礎とし、経営環境等も踏まえ、当該取締役の貢献度を総合的に勘案して支給額を決定いたします。従って、特に定量的な目標設定は行っておりません。

また、基本報酬、賞与及び譲渡制限付株式報酬の割合に関しては、経営環境や他社における報酬水準等を踏まえ、企業価値向上に向けたインセンティブとして機能するよう適切に決定するものとします。

監査役の報酬は、固定報酬である基本報酬のみとなっており、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、監査役の協議により各監査役の支給額を決定いたします。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報 酬 等 総 額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額		対 象 と な る 役 員 の 員 数
		基本報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	852百万円 (111)	852百万円 (111)	－百万円 (－)	15名 (7)
監 査 役 (うち社外監査役)	37 (18)	37 (18)	－ (－)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	888 (129)	888 (129)	－ (－)	19 (9)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額1,500百万円以内（2000年11月13日開催の第2回定時株主総会決議。同株主総会終結直後の取締役は8名。）、監査役の報酬限度額は年額100百万円以内（2000年11月13日開催の第2回定時株主総会決議。同株主総会終結直後の監査役は3名。）であります。また、上記とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当該取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、その限度額は年額500百万円以内（2019年6月27日開催の第21期定時株主総会決議。同株主総会終結直後の取締役（社外取締役を除く。）は8名。）であります。なお、定款に定める取締役の員数は22名以内、監査役の員数は3名以上であります。
3. 取締役会は、代表取締役会長兼社長北尾吉孝に対し、各取締役の固定報酬である基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の会社業績等に基づく賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役会長兼社長北尾吉孝が適していると判断したためであります。また、当該報酬の額は、委員の過半数が独立社外取締役で構成される経営諮問委員会の答申を経たうえで決定されており、取締役会としては、その内容は取締役会で決定された方針に沿うものと判断しております。

- ③ 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 先
取 締 役	佐 藤 輝 英	BEENEXT PTE. LTD.ディレクター BEENEXT CAPITAL MANAGEMENT PTE. LTD.ディレクター
取 締 役	竹 中 平 蔵	(株)サイカ取締役 慶應義塾大学名誉教授 Investcorp Japan, LLC ノンエグゼクティブチェアマン (株)フォーラムエンジニアリング社外取締役
取 締 役	鈴 木 康 弘	(株)デジタルシフトウェア代表取締役社長 一般社団法人日本オムニチャンネル協会会長 情報経営イノベーション専門職大学客員教授 (株)ベルテックス社外取締役 学校法人五島育英会 東京都市大学 教授
取 締 役	伊 藤 博	SBIインシュアランスグループ(株)顧問 一般社団法人東京アメリカンクラブ 財務委員会委員
取 締 役	竹 内 香 苗	フリーアナウンサー ディップ(株)社外取締役
取 締 役	福 田 淳 一	SBI大学院大学 委託講師 弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所 弁護士 特別顧問
取 締 役	末 松 広 行	東京農業大学 総合研究所 特命教授 TREホールディングス(株)社外取締役（監査等委員）
常 勤 監 査 役	市 川 亨	(株)島根銀行社外監査役
監 査 役	関 口 泰 央	(株)グローバル・パートナーズ・コンサルティング代表取締役

- (注) 1. SBIインシュアランスグループ(株)は、当社の子会社であります。
2. その他の兼職先と当社との間には、記載すべき取引関係その他の関係はありません。

- ② 当事業年度における主な活動状況
・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会		監査役会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 佐藤 輝 英	13回中13回	100%	—	—
取締役 竹 中 平 蔵	13回中13回	100%	—	—
取締役 鈴木 康 弘	13回中13回	100%	—	—
取締役 伊 藤 博	13回中13回	100%	—	—
取締役 竹 内 香 苗	13回中13回	100%	—	—
取締役 福 田 淳 一	13回中13回	100%	—	—
取締役 末 松 広 行	13回中13回	100%	—	—
監査役 市 川 亨	13回中13回	100%	16回中16回	100%
監査役 関 口 泰 央	13回中13回	100%	16回中16回	100%

・取締役会及び監査役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役佐藤輝英氏、竹中平蔵氏、鈴木康弘氏、伊藤博氏、竹内香苗氏、福田淳一氏及び末松広行氏は、出席した取締役会において、社外取締役として報告事項や決議事項について適宜質問をすると共に、必要に応じ社外の立場から意見を述べ、これまでの経験に基づく助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

社外監査役市川亨氏は、金融分野における豊富な経験と幅広い見識から、また社外監査役関口泰央氏は、公認会計士及び税理士としての経験に基づく専門的見地から、出席した取締役会及び監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役佐藤輝英氏、竹中平蔵氏、鈴木康弘氏、伊藤博氏、竹内香苗氏、福田淳一氏及び末松広行氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第25条第2項の規定に基づき、100万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

当社は社外監査役市川亨氏及び関口泰央氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第32条第2項の規定に基づき、100万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

連結財政状態計算書

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
現金及び現金同等物	5,500,548	社債及び借入金	5,721,388
営業債権及びその他の債権	13,654,337	営業債務及びその他の債務	749,758
棚卸資産	225,550	証券業関連負債	5,737,795
証券業関連資産	6,588,887	顧客預金	16,033,881
その他の金融資産	748,788	保険契約負債	154,003
営業投資有価証券	755,614	未払法人所得税	32,578
その他の投資有価証券	3,279,729	その他の金融負債	1,336,303
(内、担保差入金融商品)	489,009	引当金	33,771
再保険契約資産	25,939	売却目的保有資産に直接関連する負債	135,770
持分法で会計処理されている投資	345,353	その他の負債	311,163
投資不動産	34,736	繰延税金負債	103,227
有形固定資産	144,938	負債合計	30,349,637
無形資産	429,866	資 本	
売却目的保有資産	185,234	資本金	181,925
その他の資産	177,735	資本剰余金	222,423
繰延税金資産	16,176	自己株式	△96
		その他の資本の構成要素	62,600
		利益剰余金	794,556
		親会社の所有者に帰属する持分合計	1,261,408
		非支配持分	502,385
		資本合計	1,763,793
資産合計	32,113,430	負債・資本合計	32,113,430

連結損益計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
収 益		1,443,733
（ 内 、 受 取 利 息 ）	527,523	
（ 内 、 保 険 収 益 ）	96,584	
費 用		
金 融 収 益 に 係 る 金 融 費 用	△195,510	
信 用 損 失 引 当 金 繰 入	△99,901	
保 険 サ ー ビ ス 費 用	△89,570	
売 上 原 価	△280,604	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△441,660	
そ の 他 の 金 融 費 用	△43,934	
そ の 他 の 費 用	△40,361	△1,191,540
負 の の れ ん 発 生 益		623
持 分 法 に よ る 投 資 利 益		29,474
税 引 前 利 益		282,290
法 人 所 得 税 費 用		△93,132
当 期 利 益		189,158
（ 当 期 利 益 の 帰 属 ）		
親 会 社 の 所 有 者		162,120
非 支 配 持 分		27,038

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
流 動 資 産	550,972	流 動 負 債	519,104
現 金 及 び 預 金	171,646	短 期 借 入 金	202,435
売 掛 金	598	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	238,953
営 業 投 資 有 価 証 券	55,899	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	17,500
貯 蔵 品	68	未 払 金	9,191
前 払 費 用	999	未 払 費 用	3,606
営 業 貸 付 金	3,149	未 払 法 人 税 等	1,787
短 期 貸 付 金	334,939	前 受 金	1
そ の 他	18,738	預 り 金	136
貸 倒 引 当 金	△35,064	賞 与 引 当 金	495
		役 員 賞 与 引 当 金	556
固 定 資 産	1,656,123	そ の 他	44,444
有 形 固 定 資 産	1,532	固 定 負 債	1,119,480
建 物	1,334	社 債	960,000
構 築 物	7	長 期 借 入 金	100,256
車 両 運 搬 具	1	関 係 会 社 長 期 借 入 金	3,000
器 具 備 品	190	繰 延 税 金 負 債	47,771
無 形 固 定 資 産	1,716	資 産 除 去 債 務 金	703
特 許 権	90	長 期 預 り 金	7,750
商 標	1	負 債 合 計	1,638,584
ソ フ ト ウ ェ ア	1,620	(純 資 産 の 部)	
電 話 加 入 権	5	株 主 資 本	567,870
投 資 そ の 他 の 資 産	1,652,875	資 本 金	181,925
投 資 有 価 証 券	52,175	資 本 剰 余 金	324,054
関 係 会 社 株 式	1,572,444	資 本 準 備 金	227,036
そ の 他 の 関 係 会 社 有 価 証 券	20,334	そ の 他 資 本 剰 余 金	97,018
関 係 会 社 社 債	64	利 益 剰 余 金	61,987
敷 金 及 び 保 証 金	3,243	そ の 他 利 益 剰 余 金	61,987
そ の 他	6,928	繰 越 利 益 剰 余 金	61,987
貸 倒 引 当 金	△2,313	自 己 株 式	△96
繰 延 資 産	2,848	評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,364
社 債 発 行 費	2,848	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,364
資 産 合 計	2,209,943	新 株 予 約 権	1,125
		純 資 産 合 計	571,359
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,209,943

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		176,300
売 上 原 価	利 益		25,929
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			150,371
営 業 業 利 益			19,115
営 業 外 収 益			131,256
受 取 利 息	6,876		
受 取 配 当 金	303		
受 取 保 証 料 他	1,162		
そ の 他	1,352		9,693
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	16,324		
社 債 発 行 費 償 却	1,474		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	7,628		
支 払 手 数 料 他	2,771		
そ の 他	22		28,219
経 常 利 益			112,730
特 別 利 益			
関 係 会 社 株 式 売 却 益	4,566		
そ の 他	559		5,125
特 別 損 失			
関 係 会 社 株 式 評 価 損	29,010		
そ の 他	158		29,168
税 引 前 当 期 純 利 益			88,687
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△2,290		
法 人 税 等 調 整 額	31,297		29,007
当 期 純 利 益			59,680

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

S B I ホールディングス株式会社
取締役会 御中

2025年5月27日

有限責任監査法人 トーマツ 東京事務所				
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	淡	島	國 和
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	本	繁 彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	笹	川	敦 生

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、S B I ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、S B I ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

S B I ホールディングス株式会社
取締役会 御中

2025年5月27日

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	淡	島	國	和
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	本	繁	彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	笹	川	敦	生

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、S B I ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月28日

SBIホールディングス株式会社 監査役会

常勤社外監査役 市 川 亨 ㊟

常 勤 監 査 役 吉 田 孝 弘 ㊟

社 外 監 査 役 関 口 泰 央 ㊟

監 査 役 望 月 明 美 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役15名選任の件

現任取締役14名全員は本定時株主総会終結の時をもって任期が満了いたします。つきましては、取締役15名の選任をお願いするものであります。

1. 任期満了に伴う再任の取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	 きた お よし たか 北 尾 吉 孝 (1951年1月21日生) 所有する 当社株式の数 4,327,960株	1974年 4 月 野村證券(株)入社 1995年 6 月 ソフトバンク(株)(現ソフトバンクグループ(株))常務取締役 1999年 3 月 ソフトバンク・ファイナンス(株) (現ソフトバンク(株)) 代表取締役 1999年 7 月 当社代表取締役社長 2003年 6 月 当社代表取締役執行役員CEO 2004年 7 月 イー・トレード証券(株) (現(株)SBI証券) 取締役会長 2005年 6 月 SBIベンチャーズ(株) (現SBIインベストメント(株)) 代表取締役執行役員CEO 2007年 6 月 SBI VEN HOLDINGS PTE. LTD.取締役 (現任) 2008年 4 月 SBIアラプロモ(株) (現SBIファーマ(株)) 代表取締役執行役員CEO 2008年 7 月 SBIリクイディティ・マーケット(株)取締役会長 (現任) 2010年10月 (株)SBI証券代表取締役会長 (現任) 2011年 2 月 SBIジャパンネクスト証券(株) (現ジャパンネクスト証券(株)) 取締役 (現任) 2012年 6 月 当社代表取締役執行役員社長 2012年 7 月 モーニングスター(株) (現SBIグローバルアセットマネジメント(株)) 取締役(現任) 2012年 7 月 SBI Hong Kong Holdings Co., Limited代表取締役 (現任) 2013年 5 月 SBIインベストメント(株)代表取締役執行役員会長 2014年 6 月 SBIファイナンシャルサービス(株)取締役会長 2014年 6 月 SBIキャピタルマネジメント(株)取締役会長 2015年11月 SBIグローバルアセットマネジメント(株) (現SBIアセットマネジメントグループ(株)) 代表取締役会長 2016年 4 月 SBI ALA Hong Kong Co., Limited (現SBI ALA Pharma Co., Limited) 取締役 2016年 6 月 SBIファーマ(株)代表取締役執行役員社長 (現任) 2016年11月 SBIバーチャル・カレンシース(株) (現SBI VCTトレード(株)) 代表取締役 2017年10月 SBIクリプトカレンシーホールディングス(株) (現SBIデジタルアセットホールディングス(株)) 代表取締役社長 2018年 6 月 SBIファイナンシャルサービス(株)代表取締役会長 2018年 6 月 当社代表取締役社長 2018年 7 月 SBIネオファイナンシャルサービス(株)代表取締役 2019年 6 月 SBIグローバルアセットマネジメント(株) (現SBIアセットマネジメントグループ(株)) 代表取締役社長 2020年 6 月 SBIデジタルアセットホールディングス(株)代表取締役会長 2020年 8 月 地方創生パートナーズ(株)代表取締役社長 (現任) 2021年 6 月 SBIファイナンシャルサービス(株)取締役会長 (現任) 2022年 1 月 SBIキャピタルマネジメント(株)代表取締役社長 (現任) 2022年 2 月 SBIインベストメント(株)代表取締役執行役員会長兼社長 (現任) 2022年 7 月 当社代表取締役会長兼社長 (現任) 2023年 6 月 SBIアセットマネジメントグループ(株)取締役会長 (現任) 2023年 9 月 SBI ALAファーマ(株)代表取締役 (現任) 2025年 5 月 SBIネオメディアホールディングス(株)代表取締役会長 (現任) 取締役候補者とした理由 北尾吉孝氏は、創業以来、代表取締役社長として卓越した経営手腕を発揮し、証券・銀行・保険と広範囲にわたる金融サービス事業において、インターネット金融を中心とした金融コングロマリットを構築したほか、国内外への事業展開を牽引するなど当企業グループの強固な事業基盤を築いてまいりました。また、経営全般に関する卓越した見識と豊富な経験を有し、今後も、当企業グループの持続的な企業価値向上に必要不可欠であると判断したため、引き続き同氏を取締役候補者といいたしました。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	 たか むら まさ と 高 村 正 人 (1969年2月26日生) 所有する 当社株式の数 600,000株	1992年 4 月 (株)三和銀行（現(株)三菱ＵＦＪ銀行）入行 2005年 3 月 イー・トレード証券(株)（現(株)ＳＢＩ証券）入社 2005年10月 同社コーポレート部長 2006年 3 月 同社執行役員コーポレート部長 2007年 6 月 ＳＢＩイー・トレード証券(株)（現(株)ＳＢＩ証券）取締役執行役員コーポレート部管掌 2012年 4 月 (株)ＳＢＩ証券常務取締役コーポレート部管掌 2013年 3 月 同社代表取締役社長（現任） 2013年 6 月 当社取締役 2016年 6 月 当社取締役執行役員常務 2017年 6 月 当社取締役執行役員専務 2018年 6 月 ＳＢＩファイナンシャルサービス(株)代表取締役社長（現任） 2018年 6 月 当社取締役副社長 2018年 7 月 ＳＢＩネオファイナンシャルサービス(株)取締役（現任） 2019年 3 月 マネータップ(株)（現ＳＢＩレミット(株)）取締役 2019年 6 月 当社代表取締役副社長（現任） 2020年 6 月 レオス・キャピタルワークス(株)取締役 2020年12月 (株)アスコット社外取締役 2021年 1 月 (株)THEグローバル社取締役（現任） 2021年 8 月 (株)ALBERT社外取締役 2023年 6 月 ＳＢＩ地方創生サービス(株)取締役（現任） 2024年 6 月 ＳＢＩ ＰＴＳホールディングス(株)代表取締役（現任）
	取締役候補者とした理由 高村正人氏は、(株)ＳＢＩ証券代表取締役社長を務め、証券事業の成長に大きく貢献するなどの実績があり、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しております。また2018年6月からはＳＢＩファイナンシャルサービス(株)代表取締役社長として、金融サービス事業を統括しており、今後も、当企業グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	 あさ くら とも や 朝 倉 智 也 (1966年3月16日生) 所有する 当社株式の数 355,000株	1989年 4 月 (株)北海道拓殖銀行 入行 1995年 6 月 ソフトバンク(株)(現ソフトバンクグループ(株))入社 1998年11月 モーニングスター(株) (現SBIグローバルアセットマネジメント(株)) 入社 2004年 7 月 同社代表取締役社長 (現任) 2007年 6 月 当社取締役執行役員 2009年 5 月 モーニングスター・アセット・マネジメント(株) (現ウエルスアドバイザー(株)) 代表取締役社長 (現任) 2011年 4 月 SBIアセットマネジメント(株)取締役 2012年 6 月 当社取締役執行役員常務 2013年 6 月 当社取締役執行役員専務 2017年 6 月 SBIインシュアランスグループ(株)取締役 (現任) 2018年 3 月 SBI CoVenture Asset Management(株) (現SBIオルタナティブ・インベストメント・マネジメント(株)) 取締役(現任) 2018年 3 月 SBI 地方創生アセットマネジメント(株) (現SBIアセットマネジメント(株)) 取締役 2018年 6 月 当社専務取締役 2019年 2 月 Carret Holdings, Inc.取締役 (現任) 2019年 6 月 SBIボンド・インベストメント・マネジメント(株) (現SBIアセットマネジメント(株)) 取締役 2019年 9 月 SBIアセットマネジメント・グループ(株) (現SBIグローバルアセットマネジメント(株)) 代表取締役 2021年12月 住信SBIネット銀行(株)取締役 2022年 7 月 当社取締役副社長 (現任) 2022年12月 新生インベストメント・マネジメント(株) (現SBIアセットマネジメント(株)) 取締役 2023年 1 月 岡三アセットマネジメント(株) (現SBI岡三アセットマネジメント(株)) 取締役 (現任) 2023年 6 月 SBIアセットマネジメントグループ(株)代表取締役社長 (現任) 2023年 6 月 SBIアセットマネジメント(株)代表取締役会長兼CEO (現任) 2023年 6 月 レオス・キャピタルワークス(株)取締役 2024年 2 月 SBIオルタナティブ・アセットマネジメント(株)取締役 (現任) 2024年 4 月 SBIレオスひふみ(株)取締役 (現任) 2024年 5 月 SBI-Manアセットマネジメント(株)取締役 (現任) 2024年 6 月 SBIクリプトアセットホールディングス(株)取締役 (現任) 2025年 4 月 SBIデジタルアセットホールディングス(株)代表取締役会長 (現任)
	取締役候補者とした理由 朝倉智也氏は、SBIグローバルアセットマネジメント(株)代表取締役社長を務め、資産運用全般の情報サービス事業や投資運用事業の成長に大きく貢献するなどの実績があり、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しております。当企業グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、引き続き同氏を取締役候補者いたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
4	 くさ か べ さと え 日下部 聡 恵 (1970年11月11日生) 所有する 当社株式の数 2,000株	1991年10月 太田昭和監査法人（現 E Y 新日本有限責任監査法人）入所(会計士補) 1995年 4 月 公認会計士登録 2006年 5 月 新日本監査法人（現 E Y 新日本有限責任監査法人） 金融監査部 金融サービス部 ディレクター 2007年 7 月 当社入社 2007年 8 月 当社内部監査部長 2010年 6 月 (株) S B I 証券取締役 2013年 6 月 同社執行役員監査部管掌 2013年 8 月 住信 S B I ネット銀行(株)内部監査部部长 2018年 6 月 (株) S B I 証券取締役リスク管理部長 2018年12月 当社執行役員 2019年 6 月 当社取締役 2019年10月 (株) S B I 証券取締役リスク管理部長 兼 顧客管理部管掌 2019年11月 S B I V C トレード(株)取締役（現任） 2020年 6 月 (株) S B I 証券常務取締役リスク管理部長 兼 顧客管理部管掌 2020年11月 ジャパンネクスト証券(株)取締役（現任） 2021年 4 月 (株) S B I 証券常務取締役リスク管理部長 2021年10月 (株) S B I 証券常務取締役リスク管理部管掌 2022年 6 月 S B I レミット(株)取締役（現任） 2022年 6 月 FXcoin(株)取締役 2022年 7 月 当社常務取締役（現任） 2022年10月 (株) S B I 証券常務取締役リスク管理部長 兼 ITリスク管理部管掌 2023年 4 月 SBI Zodia Custody(株)取締役（現任） 2024年 4 月 (株) S B I 証券常務取締役リスク管理部管掌（現任）
	取締役候補者とした理由 日下部聡恵氏は、公認会計士として企業の内部統制監査等を務め、当該分野における豊富な経験を有しております。また、当社及び金融サービス事業の中核を担う(株) S B I 証券において、監査部門・リスク管理部門を中心に業務を遂行してまいりました。昨今、AML/CFT（資金洗浄及びテロ資金対策）の重要性が一層増す中、当該分野における幅広い見識を活かし、当企業グループのリスク管理体制について更なる強化・向上への貢献が期待できると判断したため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
5	 まつ い しん じ 松 井 真 治 (1958年4月4日生)	1981年 4 月 三井物産(株)入社 1999年 9 月 サイバーキャッシュ(株) (現(株)DGフィナンシャルテクノロジー) 取締役 2000年 9 月 同社代表取締役COO 2000年11月 ソフトバンク・ファイナンス(株) (現(株)ソフトバンク) 入社 2001年 3 月 ファイナンス・オール(株) (現当社) 取締役 2005年 6 月 ベリトランス(株) (現(株)DGフィナンシャルテクノロジー) 代表取締役CEO 2005年 6 月 ベネフィット・システムズ(株) (現 S B I ベネフィット・システムズ(株)) 代表取締役執行役員CEO 2006年 6 月 当社取締役 2006年 6 月 S B I 損保設立準備(株) (現 S B I 損害保険(株)) 代表取締役社長 2008年 6 月 S B I ベネフィット・システムズ(株)代表取締役執行役員COO 2008年 6 月 当社取締役執行役員 2009年 3 月 S B I オートサポート(株)代表取締役 (現任) 2009年 6 月 S B I ベネフィット・システムズ(株)代表取締役執行役員社長 (現任) 2023年 3 月 SBI Africa(株)代表取締役 (現任) 2023年 6 月 S S トレーディング(株)取締役 (現任) 2023年 6 月 当社取締役 (現任) 2023年11月 ベネフィット・ソリューション(株)取締役 (現任)
	所有する 当社株式の数 115,050株	取締役候補者とした理由 松井真治氏は、S B I ベネフィット・システムズ(株)代表取締役執行役員社長、S B I オートサポート(株)代表取締役を長年務め、金融サービス事業における経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、これに加えて2023年3月よりSBI Africa(株)代表取締役に就任し、海外新市場での新たな事業展開を牽引しております。当企業グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、引き続き同氏を取締役候補者といいたしました。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
6	 しい の もと あき 椎 野 充 昭 (1974年3月12日生) 所有する 当社株式の数 10,000株	1996年 4 月 日興証券(株) (現SMBC日興証券(株)) 入社 1999年 1 月 日本オラクル(株)入社 2007年 7 月 当社入社 2011年10月 当社コーポレート・コミュニケーション部長 2011年10月 S B I インベストメント(株)コーポレート・コミュニケーション部長 2015年 6 月 当社執行役員コーポレート・コミュニケーション部長 2020年 6 月 SBI e-Sports(株)取締役 2022年 4 月 当社常務執行役員コーポレート・コミュニケーション部長 2022年 8 月 S B I ノンバンクホールディングス(株)代表取締役 (現任) 2023年 6 月 当社取締役コーポレート・コミュニケーション部長 (現任) 2024年 2 月 S B I デジタルコミュニティー(株)取締役 (現任)
	取締役候補者とした理由 椎野充昭氏は、当社のコーポレート・コミュニケーション部長として、当企業グループの広報・IR戦略を長年にわたり担っており、グループ戦略に精通しております。また、これらの取り組みを通じて豊富な実務経験と高い専門性を有しております。当企業グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
7	 たけ なか へい ぞう 竹 中 平 蔵 (1951年3月3日生) 所有する 当社株式の数 —	1990年 4 月 慶應義塾大学総合政策学部助教授 1996年 4 月 同大学総合政策学部教授 2001年 4 月 経済財政政策担当大臣 2002年 9 月 金融担当大臣・経済財政政策担当大臣 2004年 7 月 参議院議員 2004年 9 月 経済財政政策・郵政民営化担当大臣 2005年10月 総務大臣・郵政民営化担当大臣 2006年11月 慶應義塾大学グローバルセキュリティ研究所所長 2006年12月 アカデミーヒルズ理事長 2009年 8 月 (株)パソナグループ取締役会長 2010年 4 月 慶應義塾大学総合政策学部教授 2015年 6 月 オリックス(株)社外取締役 2016年 4 月 東洋大学国際地域学部（現国際学部）教授 2016年 4 月 慶應義塾大学名誉教授（現任） 2016年 6 月 当社社外取締役（現任） 2018年 2 月 (株)MAYA SYSTEM社外取締役 2020年12月 (株)サイカ取締役（現任） 2023年 3 月 Investcorp Japan, LLCノンエグゼクティブチェアマン（現任） 2024年 6 月 (株)フォーラムエンジニアリング社外取締役（現任） 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 竹中平蔵氏は、経済財政政策担当大臣、金融担当大臣、総務大臣などを歴任し、また、慶應義塾大学や東洋大学で教鞭をとる一方、民間企業において社外取締役として活躍するなど豊富な業務経験を有しております。その豊富な経験と幅広い見識を活かし、今後も、当社の社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断したため、引き続き同氏を社外取締役候補者いたしました。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
8	 すず き やす ひろ 鈴木 康 弘 (1965年2月28日生)	1987年 4 月 富士通(株) 入社 1996年 9 月 ソフトバンク(株) (現 ソフトバンクグループ(株)) 入社 1999年 4 月 ソフトバンク・コマース(株) (現 ソフトバンク(株)) 執行役員 1999年 8 月 イー・ショッピング・ボックス(株) (現 (株)セブンネットショッ ピング) 取締役 2000年 6 月 同社 代表取締役社長 2008年 7 月 (株)セブン&アイ・ネットメディア 取締役 2014年 3 月 同社 代表取締役社長 2014年 3 月 (株)セブン&アイ・ホールディングス 執行役員CIO 2015年 5 月 (株)セブン&アイ・ホールディングス 取締役執行役員CIO 2017年 3 月 (株)デジタルシフトウェーブ 代表取締役社長 (現任) 2017年 6 月 当社社外取締役 (現任) 2020年 4 月 一般社団法人日本オムニチャネル協会 会長 (現任) 2020年 4 月 情報経営イノベーション専門職大学 客員教授 (現任) 2023年 8 月 (株)ベルテックス社外取締役 (現任) 2023年12月 学校法人五島育英会 東京都市大学 教授 (現任)
	所有する 当社株式の数 —	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 鈴木康弘氏は、(株)セブン&アイ・ネットメディア代表取締役社長、(株)セブン&アイ・ホールディングス取締役執行役員CIOなどを歴任され、インターネット事業を始め幅広い分野での豊富な経験を有しております。その豊富な経験と幅広い見識を活かし、今後も、当社の社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断したため、引き続き同氏を社外取締役候補者といいたしました。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
9	 い とう ひろし 伊 藤 博 (1955年7月20日生)	1980年 1 月 米国Marsh & McLennan International, Inc. (現 Marsh, Inc.) 入社 1983年 7 月 マーシュアンドマクレナン(株) (現 マーシュジャパン(株)) 入社 1999年 4 月 ソフトバンク(株) (現 ソフトバンクグループ(株)) 出向 2000年 4 月 インズウェブ(株) (現 当社) 取締役 2001年12月 同社取締役退任 2004年11月 マーシュジャパン(株) 取締役 2005年 4 月 米国Marsh,Inc. マネージングディレクター 2010年 1 月 マーシュジャパン(株) 代表取締役 (COO) 2013年 8 月 一般社団法人東京アメリカンクラブ 財務委員会委員(現任) 2020年 6 月 当社社外取締役 (現任) 2020年 7 月 S B I インシュアランスグループ(株)顧問 (現任)
	所有する 当社株式の数 —	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 伊藤博氏は、保険及びリスクマネジメント関連サービスを提供する世界的リーディングカンパニーであるマーシュジャパン(株)代表取締役などの重要な役職を歴任されており、当企業グループとして注力していく保険分野における専門的な知識を有しております。その豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断したため、引き続き同氏を社外取締役候補者いたしました。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
10	 たけ うち か なえ 竹 内 香 苗 (戸 籍 上 の 氏 名 : くさ かり か なえ 草 刈 香 苗) (1978年9月14日生) 所有する 当社株式の数 —	2001年 4 月 (株)東京放送 (現 (株)T B S ホールディングス) 入社 2012年11月 フリーアナウンサー (現任) 2020年 6 月 当社社外取締役 (現任) 2022年 5 月 ディップ(株)社外取締役 (現任)
		社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 竹内香苗氏は、「女性の視点に立った経営戦略」が重要な当社にとって、その分野に極めて高い知見を有しております。家計における金融サービス選択の実質的な権限を女性が持つことが益々進んでいる状況下、女性の視点に立った商品開発が重要になっており、この「女性の視点」を取締役会においても有し、強化することが当社の大きな課題です。 また、メディアを中心に、過去及び現在幅広く活躍しており、当企業グループの事業・産業に対する専門的知見を有する取締役とは異なる新鮮な視点で当社の経営を監督し、多くの個人株主を含む当社のステークホルダーの皆様のご意見を取締役会に反映するという点についても、適任であると判断したため、引き続き同氏を社外取締役候補者いたしました。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
11	 ふく だ じゅん いち 福 田 淳 一 (1959年10月18日生)	1982年 4 月 大蔵省（現 財務省） 入省 1997年 7 月 同省 大臣官房 文書課 企画調整室長 1998年 6 月 外務省 在カナダ日本国大使館 一等書記官 1999年 1 月 同省 在カナダ日本国大使館 参事官 2001年 7 月 財務省 理財局 財政投融资総括課 財政投融资 企画官 2003年 7 月 同省 大臣官房 企画官 2004年 7 月 同省 主計局 主計官（厚生労働係担当） 2006年 7 月 同省 主計局 法規課長 2008年 7 月 同省 大臣官房 総合政策課長 2009年 7 月 同省 大臣官房 参事官（大臣官房担当） 2009年12月 国家公務員制度改革推進本部 事務局 審議官 2011年 8 月 財務省 主計局 次長 2014年 7 月 同省 大臣官房長 2015年 7 月 同省 主計局長 2017年 7 月 同省 財務事務次官 2018年 4 月 同省 退官 2018年10月 S B I 大学院大学 委託講師（現任） 2021年 6 月 当社社外取締役（現任） 2021年 6 月 弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所 弁護士 特別顧問（現任）
	所有する 当社株式の数 ー	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 福田淳一氏は、財務事務次官等を歴任され、金融分野全般における豊富な経験を有しております。 当企業グループの金融事業全般、特に地域金融機関との連携の拡大、地方創生といった分野において、建設的なご意見を賜り、当社の社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断したため、引き続き同氏を社外取締役候補者といたしました。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
12	 すえ まつ ひろ ゆき 末 松 広 行 (1959年5月28日生) 所有する 当社株式の数 —	1983年 4 月 農林水産省 入省 2002年 3 月 総理大臣官邸 内閣参事官 2006年10月 農林水産省 大臣官房 環境政策課長 2007年 7 月 同省 大臣官房 企画評価課長 2008年 4 月 同省 大臣官房 食料安全保障課長 2009年 4 月 同省 大臣官房 政策課長 2010年 7 月 同省 林野庁 林政部長 2014年 4 月 同省 関東農政局長 2015年 8 月 同省 農村振興局長 2016年 6 月 経済産業省 産業技術環境局長 2018年 7 月 農林水産省 農林水産事務次官 2020年 8 月 同省 退官 2021年 1 月 東京農業大学 農生命科学研究所 教授 2021年 6 月 当社社外取締役（現任） 2021年10月 TREホールディングス(株)社外取締役（監査等委員）（現任） 2021年12月 (株)ネクシィーズグループ(現 (株)NEXYZ.Group)社外取締役（監査等委員） 2022年 4 月 東京農業大学 総合研究所 特命教授（現任） 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 末松広行氏は、農林水産事務次官等を歴任され、農林水産業・食品産業全般における豊富な経験を有しております。 当企業グループにおいて、商品先物を扱う堂島取引所の経営への参画、ブロックチェーンのサプライチェーンマネジメントへの活用など、事業領域を広げていることから、当該分野において、建設的なご意見を賜り、当社の社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断したため、引き続き同氏を社外取締役候補者といたしました。

2. 新任取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
13	 おく やま まさ し 奥 山 真 史 (1983年5月19日生) 所有する 当社株式の数 2,000株	2005年 6 月 コベルコ建機(株)入社 2012年 9 月 TAFT STETTINIUS & HOLLISTER LLP.弁護士 (米国オハイオ州) 2014年 9 月 当社入社 2018年 4 月 S B I デジタルアセットホールディングス(株)法務コンプライアンス部長 2018年 5 月 S B I インベストメント(株)法務部長 (現任) 2021年12月 当社執行役員法務コンプライアンス部 (現法務部) 部長 (現任) 2022年 2 月 SBI Ripple Asia(株)代表取締役社長 (現任) 2022年 2 月 RIPPLE LABS, INC.取締役 (現任) 2022年12月 当社執行役員デジタルスペース室長 (現任) 2023年 5 月 ZODIA CUSTODY LIMITED取締役 (現任) 2024年 2 月 S B I デジタルコミュニティー(株)取締役 (現任) 2025年 3 月 SOLARIS SE監査委員会委員 (現任) 2025年 4 月 S B I デジタルアセットホールディングス(株)代表取締役社長 (現任) 取締役候補者とした理由 奥山真史氏は、米国オハイオ州弁護士として当企業グループにおける法務・コンプライアンス担当を務めてきており、豊富な実務経験と高い倫理観を有しております。当企業グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、同氏を取締役候補者といたしました。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
14	 にし かわ やす お 西 川 保 雄 (1976年11月6日生)	2001年 4 月 ソフトバンク・テクノロジー(株) (現SBテクノロジー(株)) 入社 2005年 1 月 当社入社 2018年 1 月 当社経理部長 2018年 6 月 S B I リクイディティ・マーケット(株)監査役 (現任) 2024年 2 月 当社執行役員 (経理・財務担当) 経理部長 2024年 2 月 S B I インキュベーション(株)代表取締役 (現任) 2024年 2 月 S B I ファーマ(株)監査役 (現任) 2024年 2 月 S B I キャピタルマネジメント(株)取締役 (現任) 2024年 2 月 S B I ファイナンシャルサービスズ(株)取締役 (現任) 2024年 2 月 S B I アセットマネジメントグループ(株)取締役 (現任) 2024年 2 月 S B I デジタルアセットホールディングス(株)取締役 (現任) 2024年11月 当社執行役員 (経理・財務担当) (現任) 2025年 5 月 S B I セキュリティ・ソリューションズ(株)取締役 (現任)
	所有する 当社株式の数 —	取締役候補者とした理由 西川保雄氏は、当企業グループの経営戦略を経理・財務面から支えてまいりました。特に、会計分野においては相当の専門知識に加え、高い倫理観を有しております。当企業グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、同氏を取締役候補者いたしました。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
15	 お ち たか お 越 智 隆 雄 (1964年2月27日生) 所有する 当社株式の数 —	1986年 4 月 (株)住友銀行（現(株)三井住友銀行）入行 1999年10月 衆議院議員秘書・国務大臣秘書官 2005年 9 月 衆議院議員選挙当選（1期目） 2012年12月 衆議院議員選挙当選（2期目） 2014年 9 月 内閣府大臣政務官（金融等担当） 2014年12月 衆議院議員選挙当選（3期目） 2016年 8 月 内閣府副大臣（経済財政政策・金融等担当） 2017年10月 衆議院議員選挙当選（4期目） 2020年10月 衆議院 財務金融委員会 委員長 2021年10月 衆議院議員選挙当選（5期目） 2023年10月 衆議院 予算委員会 理事 2025年 1 月 公益財団法人 日本生産性本部 上席フェロー（現任） 2025年 2 月 (株)日本総合研究所 国家経営戦略研究所 理事長（現任） 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 越智隆雄氏は、銀行での勤務経験を経て、衆議院議員として長年にわたり活躍され、政治・経済に関する豊富な経験と見識を有しております。また、内閣府大臣政務官、内閣府副大臣、衆議院財務金融委員会委員長、衆議院予算委員会理事等を歴任され、政策立案や法案審議において能力を発揮されております。それらの豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断したため、同氏を社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 竹中平蔵氏、鈴木康弘氏、伊藤博氏、竹内香苗氏、福田淳一氏、末松広行氏及び越智隆雄氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、竹中平蔵氏、鈴木康弘氏、伊藤博氏、竹内香苗氏、福田淳一氏及び末松広行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、越智隆雄氏が原案どおり選任された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
5. 竹内香苗氏、福田淳一氏、末松広行氏及び越智隆雄氏は、これまで、直接会社経営に関与した経験はありませんが、社外取締役候補者とした理由に基づき、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
6. 福田淳一氏は、SBI大学院大学の委託講師を務めておりますが、同大学の設置者である学校法人SBI大学は当社の子会社又は関連会社ではございません。また、同氏は、同法人と雇用関係になく、同法人において業務執行をしておらず、同法人から一切の報酬を受領していません。
7. 竹中平蔵氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって9年となります。
鈴木康弘氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。
伊藤博氏及び竹内香苗氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。
福田淳一氏及び末松広行氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
8. 当社は竹中平蔵氏、鈴木康弘氏、伊藤博氏、竹内香苗氏、福田淳一氏及び末松広行氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第25条第2項の規定に基づき、100万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。竹中平蔵氏、鈴木康弘氏、伊藤博氏、竹内香苗氏、福田淳一氏及び末松広行氏の再任が承認された場合、当社は、各氏との間の当該契約を継続する予定であります。
9. 越智隆雄氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で上記に記載の責任限定契約と同様の契約を締結する予定であります。
10. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

<取締役候補者のスキルマトリックス>

候補者 番号	氏 名	経営/ 事業戦略	金融業界	異業種 経験	国際経験	テクノロジー	財務/会計	法務/ コンプライ アンス/リ スクマネジ メント	サステイナ ビリティ
1	北 尾 吉 孝	●	●	●	●	●	●		
2	高 村 正 人	●	●						
3	朝 倉 智 也	●	●	●	●		●		
4	日 下 部 聡 恵		●	●			●	●	
5	松 井 真 治	●	●	●	●	●			
6	椎 野 充 昭		●	●			●		●
7	竹 中 平 蔵	●	●	●	●				●
8	鈴 木 康 弘	●		●		●			
9	伊 藤 博	●	●		●			●	
10	竹 内 香 苗			●	●				●
11	福 田 淳 一		●	●	●		●	●	
12	末 松 広 行			●		●		●	●
13	奥 山 真 史	●	●	●	●			●	
14	西 川 保 雄	●	●	●		●	●	●	
15	越 智 隆 雄		●	●	●			●	●

第2号議案 監査役2名選任の件

常勤監査役吉田孝弘氏及び監査役関口泰央氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任により退任されますので、その補欠として監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。
新任監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況
1	 やま だ まさ ゆき 山 田 真 幸 (1962年10月13日生) 所有する 当社株式の数 39,030株	1987年 4 月 総合法令(株) (現総合法令出版(株)) 入社 1999年 5 月 米国ニューヨーク州弁護士登録 1999年11月 ソフトバンク・ファイナンス(株) (現ソフトバンク(株)) 入社 2001年 6 月 同社法務部マネージャー 2004年 6 月 ベネフィット・システムズ(株) (現SBIベネフィット・システムズ(株)) 監査役 2004年11月 当社入社 2007年 4 月 当社法務部部長 2009年 6 月 当社執行役員 2009年 7 月 当社執行役員国際法務部長 2014年 6 月 当社執行役員法務コンプライアンス部長 2015年 4 月 SBIインベストメント(株)法務部長 2015年11月 SBIグローバルアセットマネジメント(株) (現SBIアセットマネジメントグループ(株)) 監査役 (現任) 2016年 6 月 当社取締役執行役員法務コンプライアンス部長 2016年 7 月 SBI Ventures Two(株)取締役 (現任) 2017年 3 月 SBIインキュベーション(株)取締役 (現任) 2017年 6 月 SBIインターネットキャピタル(株)取締役 2018年 6 月 当社取締役法務コンプライアンス部長 2019年 1 月 SBIキャピタル(株)取締役 (現任) 2021年10月 SBIアートオークション(株)取締役 2022年 1 月 SBIキャピタルマネジメント(株)取締役 (現任) 2024年 5 月 当社取締役法務部長 2025年 5 月 当社取締役 (現任) 監査役候補者とした理由 山田真幸氏は、米国ニューヨーク州弁護士として当企業グループにおける法務・コンプライアンス担当役員を務めてきており、豊富な実務経験と高い倫理観を有しております。当企業グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、同氏を監査役候補者といたしました。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況
2	 わか づき てつ た ろう 若 槻 哲 太 郎 (1974年10月22日生) 所有する 当社株式の数 —	2000年 4 月 弁護士登録（東京弁護士会） 森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所） 入所 2004年 4 月 村田・若槻法律事務所 代表パートナー（現任） 2008年 4 月 法政大学法科大学院 兼任講師 2010年 4 月 法政大学法科大学院 兼任教授 2012年12月 (株)ドゥ・ハウス（現(株)エクスクリエ） 社外監査役 2015年 3 月 (株)大塚商会社外監査役 2015年 6 月 S B I マネープラザ(株)社外監査役 2019年 6 月 (株)みちのく銀行（現(株)青森みちのく銀行） 社外取締役 2019年11月 DREAMホスピタリティリート投資法人監督役員（現任） 2020年 6 月 (株)みちのく銀行 社外取締役（監査等委員）（非常勤） 2022年 4 月 (株)プロクレアホールディングス社外取締役（監査等委員）（現任）
	社外監査役候補者とした理由 若槻哲太郎氏は、弁護士としての豊富な経験と法務全般に関する専門的な知見を有しております。その専門的な知見を活かし、当社の社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断したため、同氏を社外監査役候補者いたしました。	

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 若槻哲太郎氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、若槻哲太郎氏が原案どおり選任された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 若槻哲太郎氏は、これまで、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、社外監査役候補者とした理由に基づき、社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
5. 若槻哲太郎氏は、過去に当社子会社の非業務執行役員（監査役）であったことがあります。
6. 当社は、若槻哲太郎氏が監査役に選任され就任した場合には、会社法第427条第1項及び当社定款第32条第2項の規定に基づき、100万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数が欠けた場合においても監査業務の継続性を維持するため、補欠の監査役として澤田忠之氏を選任することをお願いするものであります。

なお、澤田忠之氏の補欠の監査役としての選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、これを取り消すことができるものといたします。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況
 さわ だ ただ ゆき 澤田 忠之 (1969年3月13日生) 所有する 当社株式の数 —	1996年4月 東京地裁判事補 1998年4月 鹿児島地家裁判事補 2001年4月 さいたま家地裁判事補 2003年8月 国連極東アジア犯罪防止研究所研修員 2004年4月 福井地家裁敦賀支部長判事補 2006年4月 福井地家裁敦賀支部長判事 2007年4月 大阪地裁判事 2009年4月 京都産業大学法科大学院派遣教員 2010年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 2010年4月 弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所 パートナー（現任） 2023年6月 アルヒ(株)（現SBIアルヒ(株)）社外取締役（現任）（2025年6月退任予定）
補欠の監査役候補者とした理由 澤田忠之氏は、裁判官及び弁護士としての豊富な経験と専門的な知見を有しております。その専門的な知見を活かし、当社の監査役として職務を適切に遂行できるものと判断したため、同氏を補欠の監査役候補者といたしました。	

- (注) 1. 澤田忠之氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場

The Okura Tokyo オークラプレステージタワー1階「平安の間」

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号

交通

- | | | |
|--------------|---------|----------------|
| 東京メトロ銀座線 | 虎ノ門駅 | 3番出口から徒歩約10分 |
| 東京メトロ銀座線／南北線 | 溜池山王駅 | 14番出口から徒歩約10分 |
| 東京メトロ日比谷線 | 虎ノ門ヒルズ駅 | A1,A2出口から徒歩約6分 |
| 東京メトロ日比谷線 | 神谷町駅 | 4b出口から徒歩約6分 |



なお、お車でのご来場は
ご遠慮ください。

※虎ノ門駅、虎ノ門ヒルズ駅、溜池山王駅から
徒歩でお越しいただく場合は、宴会場入口
(1階) よりお越しください。

※神谷町駅からお越しいただく場合は、正面
エントランス (5階) よりエレベーターにて
1階へお越しください。



SBIホールディングス株式会社

ホームページ <https://www.sbigroup.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

2025年6月6日

株主各位

第27期定時株主総会

電子提供措置事項のうち書面交付請求による
交付書面に記載しない事項

S B I ホールディングス株式会社

目 次

事業報告の「新株予約権等の状況」 1 ページ

事業報告の「会計監査人の状況」 2 ページ

事業報告の「業務の適正を確保するための体制」 . . . 3 ページ

事業報告の「業務の適正を確保するための体制の運用状況」
. . . 7 ページ

連結計算書類の「連結持分変動計算書」 9 ページ

連結計算書類の「連結注記表」 11 ページ

計算書類の「株主資本等変動計算書」 30 ページ

計算書類の「個別注記表」 31 ページ

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

事業報告の「新株予約権等の状況」（2025年3月31日現在）

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

区分	新株予約権の名称 (発行日)	新株予約権 の数	目的となる株式 の種類及び数	行使価額 (1株当たり)	行使期間	保有者数
取締役 (社外取締役 を除く)	2020年第2回新株予約権 (2020年7月1日)	50個	普通株式 5,000株	2,308円	2023年7月3日から 2028年9月29日まで	1名

(注) 上記の取締役1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

2024年7月10日付の取締役会決議に基づいて発行された、2031年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の内容は、以下のとおりです。

新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	転換価額	行使期間	本社債の 額面金額の総額
10,000個	普通株式 本社債の額面金額の総額を 転換価額で除した数	4,898円	2024年8月9日から 2031年7月11日まで	1,000億円

(注) 2024年11月8日開催の取締役会において中間配当を1株につき30円とする剰余金配当案が承認可決されたことに伴い、2031年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の転換価額調整条項に従って、上記の転換価格は2024年10月1日付で4,856.6円に調整しております。

事業報告の「会計監査人の状況」

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

623百万円

(3) 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

2,187百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、且つ、実質的にも区分できませんので、上記(2)の金額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、前事業年度の監査実績の評価を踏まえ、会計監査人から説明を受けた監査計画の内容、監査予定時間及び報酬見積りの算定根拠の妥当性について検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレター作成業務等についての対価を支払っております。
4. 当社の重要な子会社のうち3社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は監査役全員の同意によって、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記のほか、会計監査人の独立性及び専門性並びに職務の遂行状況に鑑み、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

事業報告の「業務の適正を確保するための体制」

当事業年度末における取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法令遵守及び倫理的行動が、当社の経営理念・ビジョンの実現の前提であることを、代表取締役をして全役職員に徹底させるものとする。
- ② 当社は、取締役会規程に基づき原則として毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、取締役間の意思疎通を図ると共に、代表取締役の業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止するものとする。
- ③ 当社は、取締役会の決議によりコンプライアンス担当役員を定め、その直轄部門としてコンプライアンス部門を設置し、当社のコンプライアンス上の課題・問題の把握に努めさせる。また、取締役会の決議により業務管理部門・管理部門のいずれからも独立した組織である内部監査部門を設置する。同部門は、法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用などから成る内部管理態勢の適正性を、総合的・客観的に評価すると共に、監査の結果抽出された課題について、改善に向けた提言やフォローアップを実施する。監査の実施に際しては、社員のほか必要に応じて外部専門家等の助力を得て行うものとする。

監査結果は個別の監査終了後遅滞なく、6ヶ月に一度以上代表取締役及び取締役会に報告されるほか、監査役にも定期的に報告される。

- ④ 当社は、取締役及び使用人が当社における法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合に報告することを可能とするために、内部監査部門・監査役に直接通報を行うための内部通報制度を整備するものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役会の決議により文書管理規程を定め、取締役の職務の執行に係る情報を、文書または電磁的記録（以下「文書等」という）に記載または記録して保存し、管理するものとする。
- ② 文書等は、取締役または監査役が常時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社の業務執行及び経営理念・ビジョンの達成を阻害しうるリスクに対して、そのリスクを把握し、適切に評価して管理するため、取締役会が定めるリスク管理規程等に従い、リスク管理に関する責任者としてリスク管理担当役員を定めると共に、リスク管理部門を設置する。
- ② 当社は、経営危機が顕在化した場合には、危機管理規程に従い、リスク管理担当役員を責任者とする対策本部を設置し、当該経営危機に関する情報が適時且つ適切にリスク管理担当役員、リスク管理部門、総務・人事部門、広報・IR部門、法務及びコンプライアンス部門を掌管する部門長等の必要な役職員に共有される体制を整備し、当該経営危機に対処するものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会の決議により職務分掌を定め、取締役間の職務分担を明確にするものとする。
- ② 当社は、適切且つ迅速な意思決定を可能とする情報システムを整備するものとする。
- ③ 当社は、原則として毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、各部門において生じる問題の解決を適時且つ適切に行うと共に、問題解決から得られるノウハウを取締役に周知徹底する。これにより、その担当職務の執行の効率化を図り、全社的な業務の効率化を図るものとする。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社及び子会社から成る企業集団（以下「SBIグループ」という）における業務の適正の確保のため、取締役会が定める関係会社管理規程等に従い、各社の経営の自主性を尊重しつつ、SBIグループに属する会社の取締役、使用人、及びその他企業集団の業務に関わる者（以下「SBIグループ役職員等」という）から、その職務執行にかかる事項についての報告を受け、必要且つ合理的な範囲で、調査を行うことができるものとする。
- ② 当社は、SBIグループ役職員等が、法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を直接報告するための内部通報制度を整備するものとし、通報状況及びその内容について監査役に報告する。また、当社は、内部通報制度を利用した通報者及びSBIグループ役職員等の職務執行にかかる事項について監査役に報告したSBIグループ役職員または子会社の監査役に対して、解雇その他いかなる不利な取扱いを行わないものとする。
- ③ 当社は、SBIグループ役職員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会が定めるコンプライアンス規程等に従い、コンプライアンス担当役員及びコンプライアンス部門が、SBIグループに属する会社のコンプライアンス担当者と共に、SBIグループ全体のコンプライアンス上の課題・問題の把握、情報の交換を行うための会議を設置し、SBIグループに属する会社から開催の請求があったときは、速やかに当該会議を開催するものとする。
- ④ 当社は、取締役会が定める内部監査規程に従い、SBIグループに属する会社の法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用などから成る内部管理態勢の適正性を、総合的・客観的に評価すると共に、監査の結果抽出された課題について、改善に向けた提言やフォローアップを実施するため、内部監査部門が当該会社に対する監査を行うものとする。

監査結果は個別の監査終了後遅滞なく、6ヶ月に一度以上代表取締役及び取締役会に報告されるほか、監査役にも定期的に報告される。

- ⑤ 取締役は、SBIグループ役職員等の職務の執行において、法令・定款違反行為その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、当社の監査役に報告するものとし、報告を受けた監査役は、重要な事実が発見された会社の監査役に通知するものとする。
- ⑥ 当社は、SBIグループにおける損失の危険の管理のため、取締役会が定める関係会社管理規程及びリスク管理規程等に従い、SBIグループに属する会社の損失の危険に関する状況の報告を、SBIグループに属する会社のリスク管理担当者等を通じて定期的及び適時に受けるものとする。また、必要に応じ、当社のリスク管理担当役員及びリスク管理部門が、当該リスク管理担当者と協議するほか、SBIグループ

プ子会社のリスクを自ら収集・分析し、当該子会社等との協議（「リスク点検会議」）を実施し、リスクの発生を未然に防ぐものとする。リスク点検会議は、当該子会社のリスク管理上の課題を明らかにした上で、定期的にこれらを改善するための計画・評価・改善の工程を支援するものとし、その結果は当社取締役会に報告するものとする。

- ⑦ 当社は、ＳＢＩグループ役職員等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、ＳＢＩグループに属する会社に対し、取締役会の決議により職務分掌を定め、取締役間の職務分担を明確にするよう指導する。また、必要に応じ当社は、適切且つ迅速な意思決定を可能とする情報システムを提供するものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役から求めがあったときは、監査役の職務を補助しうる知見を有する使用人として内部監査部門が指名する者を、監査役と協議のうえ定める期間中、取締役の指揮命令系統から独立した監査役の職務を補助すべき使用人として置くものとし、当該使用人の人事異動及び人事評価については、監査役と事前に協議を行い、その意見を尊重するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、ＳＢＩグループに関する次の事項を知ったときは、監査役に適時且つ的確に報告するものとする。また、取締役及び使用人は、監査役よりＳＢＩグループに関する次の事項について説明を求められたときは、速やかに詳細な説明を行うものとし、合理的な理由無く説明を拒んではならないものとする。

- ａ．会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ｂ．経営に関する重要な事項
- ｃ．内部監査に関連する重要な事項
- ｄ．重大な法令・定款違反
- ｅ．その他取締役及び使用人が重要と判断する事項

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、監査役の求めに応じて、取締役及び使用人をして監査役と定期的に会合を持たせ、ＳＢＩグループの経営上の課題及び問題点の情報共有に努めるほか、監査役と内部監査部門及び会計監査人の情報共有を図るものとする。
- ② 当社は、監査役が重要な子会社の監査役との定期的な会合を設け、相互に連携して、ＳＢＩグループの監査の実効性を確保できる体制の整備に努めるものとする。
- ③ 監査役の職務の執行について生ずる通常のコストは、監査役会の監査計画に基づき、予め当社の予算に計上する。また、当社は、緊急または臨時の監査費用を含め、監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に基づき、前払または償還、並びに債務に関する処理を行うものとする。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保すべく、適用のある関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制報告制度の有効かつ適切な運用体制を構築し、その整備、運用、評価を継続的に行うと共に、改善等が必要となった場合は速やかにその対策を講じるものとする。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

S B I グループでは、その行動規範において反社会的勢力には毅然として対決することを宣言すると共に、当社に反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置し、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との情報交換を行うなど、連携強化に向けた社内体制の整備を推進するものとする。また、S B I グループ役職員等を対象とした研修の開催等により、反社会的勢力との関係を遮断する意識の向上を図るものとする。さらに、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に従って対応することを記載したマニュアルを配布し、イントラネットに掲載するなどして、その周知徹底を図るものとする。

事業報告の「業務の適正を確保するための体制の運用状況」

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念の第一に「正しい倫理的価値観を持つ」を掲げ、法令遵守及び倫理的価値観が大前提であることを明示し、役職員に徹底させております。また、定時取締役会を13回開催し、取締役間の意思疎通を図ると共に代表取締役の業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止しております。さらに、コンプライアンス担当役員を定めると共にコンプライアンス統括部門を設置し、コンプライアンス上の課題や問題把握に努めております。また、内部監査部門を設置し、内部管理の適切性を評価し、個別の監査終了後、代表取締役、取締役会及び監査役に報告しております。そのほか、役職員が直接通報を行うための内部通報制度を整備、運用しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理規程を定め、取締役の職務の執行に係る情報を適切に記録、保存しており、取締役及び監査役は必要に応じこれを閲覧することができるようになっております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理担当役員を定めると共にリスク管理部門を設置し、適切なリスク管理に努めております。また、経営危機が顕在化した場合には、リスク管理担当役員を本部長とする対策本部を設置するなどの体制を整備、運用しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、職務分掌及び職務権限に関する規程を定め、取締役間の職務分担を明確にすると共に、意思決定のための情報システムを整備、運用しております。また、取締役会において問題解決を行うと共にそのノウハウを周知徹底しており、全社的な業務の効率化を図っております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、コンプライアンス・プログラムを策定し、これに従って当企業グループにおけるコンプライアンス上の課題の把握及び解決に努めております。また、当社は、内部通報規程を定め、内部通報制度を運用しております。内部通報制度は、当企業グループの役職員を対象としており、通報状況及びその内容については監査役に報告しております。通報者のほか、職務執行に係る事項について監査役に報告した当企業グループの役職員に対して解雇その他いかなる不利な取扱いを行うことはありません。さらに、SBIグループ・コンプライアンス連絡会を2回開催し、企業集団におけるコンプライアンス上の課題や問題の把握及び情報交換を行っております。このほか、内部監査部門は内部監査年間計画を策定し、これに従って当企業グループに属する会社の監査を実施し、代表取締役、取締役会及び監査役に報告しております。取締役は、監査役との面談等を通じ、必要な事項を監査役に報告しており、重要な報告書は監査役も閲覧

できるようになっております。そのほか、リスク管理プログラムを策定し、これに従って当企業グループにおけるリスクの状況を把握し、適切なリスク管理に努めております。また、SBIグループ子会社のリスクを自ら収集・分析し、当該子会社等との協議（「リスク点検会議」）を実施し、その結果を取締役会に報告しております。当社は、コンプライアンス統括部門や内部監査部門を通じ、子会社等に対して取締役間の職務分担を明確にするよう指導しているほか、必要に応じて意思決定のための情報システムを提供しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の求めに応じて、内部監査部門の従業員を監査役の職務を補助する使用人として指名し、その補助業務を行わせており、その人事評価等については監査役の意見を尊重しております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、役職員との会合を通じて、必要な事項について報告を受けております。また、監査役が主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧できるような環境の整備を行っております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役を含む業務執行取締役及び各部署長と定期的に会合を実施し、意見交換を行っております。また、重要な子会社の監査役を対象とした監査役連絡会を定期的に開催し、当企業グループ各社の監査役との相互連携を図っております。監査役の職務執行について生ずる費用については適切に費用処理しております。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法（昭和23年4月13日法律第25号）第24条の4の4の規定に基づく内部統制報告書を提出しており、財務報告に係る内部統制報告制度の有効かつ適切な運用体制を構築し、その整備、運用、評価を適切に行っております。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

当企業グループは、反社会的勢力に対する基本方針を定めコーポレートサイトに掲載する等、社内外に対して反社会的勢力には毅然として対決することを宣言しております。また、反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置すると共に、SBIグループ・合同コンプライアンス連絡会等を通じて、反社会的勢力との関係を遮断する意識の向上を図っております。さらにマニュアル等にも反社会的勢力に対する基本方針に従った内容を記載し、イントラネットに掲載するなどしてその周知徹底を図っております。

連結持分変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素
当期首残高	180,400	280,185	△87	125,726
当期利益	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	△58,352
当期包括利益合計	—	—	—	△58,352
新株の発行	1,525	940	—	—
転換社債型新株予約権付社債の発行	—	7,867	—	—
連結範囲の変動	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	△10	—
自己株式の処分	—	1	1	—
株式に基づく報酬取引	—	178	—	—
支配喪失を伴わない子会社に対する所有者持分の変動	—	△66,748	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	—	△4,774
当期末残高	181,925	222,423	△96	62,600

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分		非支配持分	資 本 合 計
	利 益 剰 余 金	親会社の所有者に帰属する持分合計		
当 期 首 残 高	675,985	1,262,209	645,137	1,907,346
当 期 利 益	162,120	162,120	27,038	189,158
そ の 他 の 包 括 利 益	—	△58,352	△15,875	△74,227
当 期 包 括 利 益 合 計	162,120	103,768	11,163	114,931
新 株 の 発 行	—	2,465	—	2,465
転換社債型新株予約権付社債の発行	—	7,867	—	7,867
連 結 範 囲 の 変 動	—	—	△49,708	△49,708
剰 余 金 の 配 当	△48,323	△48,323	△155,444	△203,767
自 己 株 式 の 取 得	—	△10	—	△10
自 己 株 式 の 処 分	—	2	—	2
株 式 に 基 づ く 報 酬 取 引	—	178	△3	175
支配喪失を伴わない子会社 に対する所有者持分の変動	—	△66,748	51,240	△15,508
その他の資本の構成要素から 利 益 剰 余 金 へ の 振 替	4,774	—	—	—
当 期 末 残 高	794,556	1,261,408	502,385	1,763,793

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結計算書類の作成基準

当社及び子会社（以下、当企業グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数は696社であり、主要な連結子会社は、「事業報告 1 当企業グループの現況 6. 重要な親会社及び子会社の状況」に記載のとおりであります。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社及び共同支配企業の数64社であり、主要な持分法適用会社は、住信SBIネット銀行㈱であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 金融資産の評価基準及び評価方法

(a) 金融資産の分類及び測定

当企業グループが保有する金融資産は、当該金融資産の管理に関する企業のビジネスモデル及び金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性によって、以下の指定された区分に当初認識時に分類されます。

- ・償却原価で測定される金融資産
- ・その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産（以下、FVTOCIで測定する負債性金融資産）
- ・その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産（以下、FVTOCIで測定する資本性金融資産）
- ・純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（以下、FVTPLで測定する金融資産）

(償却原価で測定される金融資産)

金融資産が契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有され、当該金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じるのであれば、当該金融資産は実効金利法を用いて算定し、信用損失引当金調整後の償却原価で事後測定されます。

(FVTOCIで測定する負債性金融資産)

金融資産が契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有され、当該金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じるのであれば、当該金融資産は公正価値で測定され、公正価値と信用損失引当金調整後の償却原価の差額の変動はその他の包括利益に計上されます。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、過去にその他の包括利益で認識した累計額を純損益として振り替えております。

(FVTOCIで測定する資本性金融資産)

公正価値で測定される資本性金融資産のうち、売買目的ではない資本性金融商品への投資については、当初認識時に、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するという取消不能な選択を行う場合があります。当該金融資産は公正価値で測定し、その事後的な変動はその他の包括利益に計上されます。なお、当該金融資産から生じる配当金については純損益で認識し、投資の認識を中止した場合又は公正

価値が著しく下落した場合は、その他の包括利益で認識した累計額をその他の資本構成要素から利益剰余金へ振り替えております。

(FVTPLで測定する金融資産)

償却原価で測定されるもの及びFVTOCIで測定するもの以外の金融資産は、公正価値で測定され、純損益において公正価値の変動が認識されます。

(b) 金融資産の減損

当企業グループは、償却原価で測定される金融資産、FVTOCIで測定する負債性金融資産、リース債権、特定のローン・コミットメント及び金融保証契約について、報告期間末に予想信用損失を見積もり、信用損失引当金の計上を行っております。これらの当初認識以降に信用リスクが著しく増大したと判定される場合には全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、当初認識以降の信用リスクが著しく増大していないと判定される場合には12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。信用リスクが著しく増加しているか否かは、デフォルトリスクの変化に基づいて判定しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権等については、信用リスクの増減にかかわらず、全期間の予想信用損失を過去の信用損失の実績等に基づき、測定しております。

② 非金融資産の評価基準及び評価方法

・ 投資不動産（使用権資産を除く）

投資不動産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

・ 有形固定資産（使用権資産を除く）

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。取得原価には資産の取得に直接関連する支出が含まれております。

・ 無形資産（使用権資産及びのれん等を除く）

無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

・ 非金融資産の減損

繰延税金資産を除く、当企業グループの非金融資産については、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積もっております。ただし、のれんが配分された資金生成単位及び見積耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず、回収可能価額を毎年同じ時期に見積もっております。資金生成単位については、継続的に使用することにより他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループとしております。

③ リース取引

・ リース（借手）

当企業グループは、契約の開始時に当該契約にリースが含まれているか否かを判断しております。リース取引における使用権資産は、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料等を調整した取得原価で測定しております。なお、リース期間が12ヶ月以内のリース又は少額であるリースのいずれかである場合、使用権資産を認識せず、リース期間にわたり費用として認識しております。

・ リース（貸手）

ファイナンス・リース債権は、貸手の受取リース料と無保証残存価値の合計額をリースの計算利子率で割り引いた正味リース投資未回収総額で、リース開始日に当初認識しております。ファイナンス・リース取引から生じる収益は、リース期間にわたりリース投資未回収額を配分して収益を認識しております。ファイナンス・リース以外のリースは、オペレーティング・リースに分類し、受取リース料をリー

ス期間にわたり均等に収益として認識しております。

(2) 重要な固定資産の償却方法

・投資不動産

減価償却費は償却可能価額をもとに算定しております。償却可能価額は、資産の取得価額又は取得価額に準じる額から残存価額を差し引いて算出しております。減価償却は、投資不動産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、定額法によって純損益で認識しております。

当連結会計年度における主な見積耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～50年
----	--------

処分時点、又は、投資不動産が恒久的に使用されなくなり、処分による将来の経済的便益が期待できなくなった時点で、投資不動産の認識を中止します。正味処分対価と資産の帳簿価額との差額として算定される投資不動産の認識の中止により生じる利得又は損失は、認識を中止する時点で純損益として認識されます。

・有形固定資産

減価償却費は償却可能価額をもとに算定しております。償却可能価額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算出しております。減価償却は、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数に基づき、定額法によって純損益で認識しております。使用権資産は、リース開始日から経済的耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたり規則的に償却しております。

当連結会計年度における主な見積耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50年
器具及び備品	2～20年

減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改訂しております。

・無形資産（のれん等を除く）

無形資産の償却は、有限の耐用年数が付されたものについては、当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたり、定額法によって純損益で認識しております。

当連結会計年度における主な見積耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア	5年
顧客との関係	3～23年

償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改訂しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当企業グループが、合理的に見積もり可能である法的債務又は推定的債務を現在の債務として負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高い場合に認識しております。引当金は、貨幣の時間価値の影響に重要性がある場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を使用し、現在価値に割り引いております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

・投資ポートフォリオに係る金融収益

FVTPLで測定する金融資産は、当初認識時に公正価値で測定し、その変動を純損益で認識しております。認識の中止（売却）による純損益は、受領した対価の公正価値と帳簿価額との差額として測定しております。

・顧客との契約から生じる収益

当企業グループは、下記の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

・法人所得税費用

法人所得税費用は、当期税金費用と繰延税金費用から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本又はその他の包括利益で認識される項目を除き、純損益で認識しております。当期税金費用は、期末日時点において施行又は実質的に施行される税率を当期の課税所得に乗じて算定する未払法人所得税又は未収還付税の見積もりで測定されます。

(5) 従業員給付

確定給付債務の現在価値及び退職給付費用は予測単位積増方式により算定しております。教理計算上の差異及び制度資産の利息収益を除く公正価値の変動額は、その他の包括利益で認識し、発生時にその他の資本構成要素から利益剰余金へ振り替えております。連結財政状態計算書上、確定給付債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した純額を負債または資産として認識しております。また算定の結果、当企業グループに積立超過として資産が生じる可能性がある場合、制度からの現金の返還又は制度に対する将来掛金の減額で利用可能な将来の経済的便益の現在価値を上限として資産を認識しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 保険契約に関する会計処理

当企業グループが重要な保険リスクを引き受けている契約は保険契約として、基礎となる保険契約に係る重要な保険リスクを移転している契約については再保険契約として分類しております。

(a) 集約

保険契約は、測定の目的上グループに集約しており、保険契約グループは、保険契約のポートフォリオを識別することによって決定しております。各ポートフォリオは、類似したリスクに晒され一括して管理されている複数の契約で構成され、各ポートフォリオを年次コホートに分割しております。年次コホートには12カ月以内に発行された契約が含まれ、各年次コホートを契約の収益性に基づき3つのグループに分割しています。

- ・当初認識時に不利である契約のグループ
- ・当初認識時において、その後不利となる可能性が大きい契約のグループ
- ・ポートフォリオの中の残りの契約のグループ

(b) 当初認識

当企業グループが発行した保険契約グループを、次のうち最も早い日から認識しております。

- ・当該契約グループのカバー期間の開始時
- ・当該グループの中の保険契約者からの最初の支払の期限が到来した日
- ・不利な契約グループについては、当該グループが不利となった日

(c) 測定

保険契約グループの測定には、当企業グループの中の各契約の境界線内のすべての将来キャッシュ・フローを含めております。当企業グループが、保険契約者に保険料の支払を強制できる、又は保険契約者にサービスを提供する実質的な義務を有している報告期間中に存在する実質的な権利及び義務から生じるキャッシュ・フローは、保険契約の境界線内にあります。

保険契約－保険料配分アプローチ（以下、「PAA」という。）を適用していない契約

(当初測定)

当初認識時に、当企業グループは保険契約グループを下記の合計額で測定しております。

・履行キャッシュ・フロー

履行キャッシュ・フローは、将来キャッシュ・フローの見積り、貨幣の時間価値及び将来キャッシュ・フローに係る金融リスクを反映するための調整、及び非金融リスクに係るリスク調整(キャッシュ・フローの金額及び時期に関する非金融リスクから生じる不確実性の負担に対して要求する対価)で構成されております。

・CSM

保険契約グループのCSMは、当企業グループがその契約に基づきサービスを提供するにつれて認識することとなる未稼得利益を表しております。

当初認識時の契約から生じるキャッシュ・フローの合計が正味のアウトフローである場合には、当初認識時に不利な契約を認識しております。不利な契約を認識する場合、上記正味アウトフローについて損失を純損益に認識し、同額を残存カバーに係る負債の損失要素として識別しております。

(事後測定)

各報告期間の末日における保険契約グループの帳簿価額は、残存カバーに係る負債と発生保険金に係る負債の合計であります。残存カバーに係る負債は、(a)将来の期間において契約に基づき提供されることとなるサービスに係る履行キャッシュ・フロー、及び(b)報告日の残存CSMで構成されております。発生保険金に係る負債は、既発生未報告の保険金を含む、未払いの発生保険金及び費用に係る履行キャッシュ・フローを含んでおります。

損失要素は、履行キャッシュ・フローの事後的な変動を規則的な基礎で配分することにより測定しております。

保険契約一PAAを適用している契約

当初認識時に各契約のカバー期間が1年以内である保険契約及び残存カバーに係る負債の測定がPAAを適用しないで測定した場合と重要な差異が生じない一部の保険契約については、PAAを適用して契約グループの測定をしております。

(当初測定)

各契約グループの当初認識時の残存カバーに係る負債の帳簿価額は、当初認識時に受け取った保険料から、その日にグループに配分された保険獲得キャッシュ・フロー(保険契約グループの販売、引受け及び開始の活動により生じるキャッシュ・フローのうち、当該グループが属する保険契約ポートフォリオに直接起因するもの)を減額し、測定しております。

(事後測定)

残存カバーに係る負債の帳簿価額は、受取った保険料及び費用として認識した保険獲得キャッシュ・フローの償却によって増加し、提供したサービスに対する保険収益及び当初認識後に配分された追加的な保険獲得キャッシュ・フローによって減少いたします。

カバー期間中のいずれかの時点で、契約グループが不利であることを示唆する事実及び状況が生じた場合には、当企業グループは、残存カバーに係る履行キャッシュ・フローの現在の見積りが残存カバーに係る負債の帳簿価額を上回る範囲で、損失を純損益で認識し、残存カバーに係る負債を増額しております。

当企業グループは、保険契約グループの発生保険金に係る負債について、発生保険金に関連する履行キャッシュ・フローの金額で認識しております。

② 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

・外貨換算

個々のグループ企業がそれぞれの財務諸表を作成する際、その企業の機能通貨以外の通貨での取引は、取引日における為替レートでグループ企業の各機能通貨に換算しております。取得原価で測定されている外貨建貨幣性資産及び負債は期末日において、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しております。公正価値で測定されている外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に再換算しております。再換算によって発生した為替差額は、純損益として認識しております。ただし、公正価値で測定しその変動をその他の包括利益として認識する金融商品の再換算により発生した為替差額及び特定の為替リスクをヘッジするための取引に関する為替差額は純損益から除いております。

・在外営業活動体

機能通貨が表示通貨と異なるグループ企業（在外営業活動体）の資産及び負債は、取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含め、期末日の為替レートで表示通貨に換算しております。在外営業活動体の収益及び費用は、期中平均為替レートで表示通貨に換算しております。為替換算差額はその他の包括利益で認識されます。

③ 純損益を通じて公正価値で測定すると指定した金融負債

契約が1つ以上の組込デリバティブを含んでいて、主契約が金融負債である混合契約の場合、又は純損益を通じて公正価値で測定すると指定することによりその指定を行わなければ生じるであろう会計上のミスマッチが除去又は大幅に低減される場合には、当初認識時に、金融負債を純損益を通じて公正価値で測定するものとして取消不能の指定をする場合があります（以下、FVTPLで測定すると指定した金融負債）。当該金融負債の公正価値の変動のうち当該負債の信用リスクの変動に起因する金額はその他の包括利益で認識し、当該負債の公正価値の変動の残りの金額を純損益に認識しております。

会計上の見積もりに関する注記

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積もり及び仮定の設定を行う必要があります。実際の業績はこれらの見積もりとは異なる場合があります。

見積もり及びその基礎となる仮定は継続的に見直されます。会計上の見積もりの見直しによる影響は、見積もりを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

連結計算書類に重要な影響を与える会計上の見積もり及び判断に関する情報は以下のとおりであります。

・営業投資有価証券の公正価値の測定

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 金融資産の評価基準及び評価方法 (a) 金融資産の分類及び測定」及び「金融商品に関する注記 2. 金融商品の公正価値の算定方法に関する事項」に記載しております。連結財政状態計算書において営業投資有価証券の残高は、755,614百万円であります。

・営業債権及びその他の債権に係る公正価値及び減損

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 金融資産の評価基準及び評価方法 (b) 金融資産の減損」及び「金融商品に関する注記 2. 金融商品の公正価値の算定方法に関する事項」に記載しております。連結財政状態計算書において営業債権及びその他の債権の残高は、13,654,337百万円であります。

・無形資産の減損

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (1) 重要な

資産の評価基準及び評価方法 ② 非金融資産の評価基準及び評価方法 非金融資産の減損」に記載しております。連結財政状態計算書において無形資産の残高は、429,866百万円であります。

- ・保険契約負債

生命保険事業においては、一部の契約を除き、割引率（金利）、死亡率、罹病率、更新率、事業費及びコミッション等の前提条件を用いて保険契約から生じる全てのキャッシュ・フローの現在価値を見積もり、保険契約負債を計上しております。

死亡率、罹病率、事業費及びコミッションの増加が予想される場合には、将来キャッシュ・アウトフローの増加を通じて、将来の純損益及び資本が減少することが想定されます。連結財政状態計算書において保険契約負債の残高は、154,003百万円であります。

- ・繰延税金資産の回収可能性

未使用の税務上の繰越欠損金、繰越税額控除及び将来減算一時差異のうち、利用できる将来課税所得が稼得される可能性が高いものに限り繰延税金資産を認識しております。繰延税金資産は毎期末日に見直し、税務便益が実現する可能性が高くなった部分について減額しております。連結財政状態計算書において繰延税金資産の残高は、16,176百万円であります。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び現金同等物	9,179百万円
営業債権及びその他の債権	2,516,512百万円
棚卸資産	43,695百万円
その他の投資有価証券	1,247,805百万円
（内、担保差入金融商品）注	489,009百万円
投資不動産	31,062百万円
有形固定資産	19,172百万円
売却目的保有資産	137,570百万円
その他の資産	7,655百万円
計	4,012,650百万円

（注）譲受人が売却又は再担保可能な担保であります。

(2) 担保に係る債務

社債及び借入金	1,867,591百万円
顧客預金	1,215百万円
その他の金融負債	805,777百万円
売却目的保有資産に直接関連する負債	134,689百万円
その他の負債	15百万円
計	2,809,287百万円

2. 営業債権及びその他の債権から直接控除した貸倒引当金 199,981百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 95,317百万円

連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び数

普通株式	303, 056, 907株
------	----------------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

2024年5月10日の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	39, 242百万円
・1株当たり配当額	130円（創業25周年記念配当10円を含む）
・基準日	2024年3月31日
・効力発生日	2024年6月7日

2024年11月8日の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	9, 081百万円
・1株当たり配当額	30円
・基準日	2024年9月30日
・効力発生日	2024年12月16日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年5月9日の取締役会決議の配当に関する事項

・配当金の総額	42, 423百万円
・1株当たり配当額	140円
・基準日	2025年3月31日
・効力発生日	2025年6月9日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来しているもの）の目的となる株式の種類及び数

ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	2, 091, 100株
転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権	普通株式	20, 590, 537株

4. 非支配持分の剰余金の配当

非支配持分の剰余金の配当には、預金保険機構、株式会社整理回収機構、株式会社SBI新生銀行及び当社との間で締結した「確定返済スキームに関する合意書」に基づく公的資金に係る返済スキームの一環として、株式会社SBI新生銀行が株式会社整理回収機構に対して実施した特別配当100, 000百万円が含まれております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当企業グループは、金融サービス事業（証券、銀行、保険、その他）、資産運用事業、投資事業、暗号資産事業等、広範な金融関連事業を営んでおり、特定企業や分野へリスクが過度に集中することのないよう、分散を図っております。これらの事業を行うために必要となる資金は、市場環境や長短のバランスを考慮して、銀行借入による間接金融、社債やエクイティファイナンス等の直接金融、証券金融会社との取引、及び顧客預金の受入等により調達しております。

また、当企業グループが行っているデリバティブ取引は、為替予約取引、通貨オプション、金利スワップ取引、株価指数先物取引、証拠金取引等であります。為替予約取引、通貨オプション及び金利スワップ取引については、顧客への商品・サービス提供及びそのヘッジ目的の取引を中心に行っており、株価指数先物取引については、日計りを中心とする短期取引であります。なお、これらの取引の規模や保有リスク額について上限を設けております。

当企業グループは、財務の健全性及び業務の適切性を確保するため、当企業グループ各社における各種リスクを把握・分析し、適切な方法で統合的なリスク管理に努めることをリスク管理の基本方針としております。

2. 金融商品の公正価値の算定方法に関する事項

金融資産及び金融負債の公正価値は、次のとおり決定しております。

現金及び現金同等物

満期又は決済までの期間が短期であるため、帳簿価額と公正価値はほぼ同額であります。

営業債権及びその他の債権

債権の種類ごとに分類し、一定の期間ごとに、その将来キャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスク等を加味した利率で割り引く方法により、公正価値を見積もっております。なお、短期間で決済されるものは、公正価値が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

証券業関連資産、証券業関連負債

証券業関連資産のうち、信用取引資産に含まれる信用取引貸付金の公正価値については、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、帳簿価額とほぼ同額であります。また、信用取引貸付金を除く証券業関連資産及び証券業関連負債の公正価値については、短期間で決済されるものであるため、帳簿価額とほぼ同額であります。

トレーディング資産及びトレーディング負債のうち、市場価格のある有価証券やデリバティブの公正価値は、取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格により見積もっております。市場価格のない有価証券やデリバティブの公正価値は、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を用いて見積もっております。

営業投資有価証券、その他の投資有価証券

市場性のある有価証券の公正価値は市場価格を用いて見積もっております。非上場株式、市場価格のない転換社債型新株予約権付社債や新株予約権等については、割引将来キャッシュ・フロー、類似業種比較法、収益、利益性、純資産及び独立した第三者間取引による直近の取引価格に基づく評価モデル等の適切な評価技法により、公正価値を見積もっております。債券等については、売買参考統計値、取引金融機関から提示された価格等、利用可能な情報に基づく合理的な評価方法により、公正価値を見積もっております。投資事業組合等への出資金については、組合財産の公正価値を見積もった上、当該公正価値に対する持分相当額を投資事業組合等への出資金の公正価値としております。

その他の金融資産、その他の金融負債

その他の金融資産及びその他の金融負債のうち、デリバティブ取引の公正価値については、取引所の価

格、割引現在価値又はオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。なお、短期間で決済されるものは、公正価値が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

社債及び借入金、営業債務及びその他の債務

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しており、また、グループ企業の信用状態に実行後大きな変動はないと考えられることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した将来キャッシュ・フローを残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引く方法や、一定の期間ごとに区分した将来キャッシュ・フローを同様の新規借入又はリース取引等を行った場合に想定される利率で割り引く方法により、公正価値を見積もっております。市場価格の存在するものについては、当該市場価格を用いて時価を見積もっております。なお、短期間で決済されるものは、公正価値が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

FVTPLで測定すると指定した金融負債については、主に「その他の金融資産、その他の金融負債」と同様の方法等により、公正価値を見積もっております。

顧客預金

顧客預金のうち、要求払預金については、報告日に要求された場合の支払額である帳簿価額を公正価値としております。また、定期預金及び譲渡性預金については、一定の期間ごとに、その将来キャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引く方法により、公正価値を見積もっております。なお、残存期間が短期の預金については、公正価値は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

FVTPLで測定すると指定した金融負債については、主に「その他の金融資産、その他の金融負債」と同様の方法等により、公正価値を見積もっております。

3. 金融商品の分類及び公正価値

金融資産の分類及び公正価値は次のとおりであります。

	帳簿価額				合計	公正価値
	FVTPLで 測定する 金融資産	FVTOCIで 測定する 資本性 金融資産	FVTOCIで 測定する 負債性 金融資産	償却原価で 測定される 金融資産		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
営業債権及びその他の債権	780,847	—	—	12,873,490	13,654,337	13,762,304
証券業関連資産	581,335	—	—	6,007,552	6,588,887	6,587,564
その他の金融資産	368,213	—	—	380,575	748,788	749,232
営業投資有価証券	755,614	—	—	—	755,614	755,614
その他の投資有価証券	1,110,707	73,511	741,349	1,354,162	3,279,729	3,272,493
合計	3,596,716	73,511	741,349	20,615,779	25,027,355	25,127,207

金融負債の分類及び公正価値は次のとおりであります。

	帳簿価額			合計	公正価値
	FVTPLで 測定する 金融負債	FVTPLで 測定すると 指定した 金融負債	償却原価で 測定される 金融負債		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
社債及び借入金	—	51,696	5,669,692	5,721,388	5,701,194
営業債務及びその他の債務	—	—	749,758	749,758	749,756
証券業関連負債	233,209	—	5,504,586	5,737,795	5,737,795
顧客預金	—	479,070	15,554,811	16,033,881	16,016,745
その他の金融負債	434,560	—	901,743	1,336,303	1,336,303
合計	667,769	530,766	28,380,590	29,579,125	29,541,793

4. 公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

IFRS第13号「公正価値測定」は、公正価値の測定に利用するインプットの重要性を反映させた公正価値のヒエラルキーを用いて、公正価値の測定を分類することを要求しております。

公正価値のヒエラルキーは、以下のレベルとなっております。

- ・レベル1：活発な市場における同一資産・負債の市場価格
- ・レベル2：直接的又は間接的に観察可能な、公表価格以外の価格で構成されたインプット
- ・レベル3：観察不能な価格を含むインプット

公正価値の測定に使用される公正価値のヒエラルキーのレベルは、その公正価値の測定にとって重要なインプットのうち、最も低いレベルにより決定しております。

また、レベル間の振替につきましては、振替を生じさせた事象又は状況の変化の日に認識しております。

資産及び負債の公正価値のヒエラルキーごとの分類は次のとおりであります。

連結財政状態計算書において公正価値で測定する資産及び負債

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
営業債権及びその他の債権	—	86,210	694,637	780,847
証券業関連資産	399,282	174,067	7,986	581,335
その他の金融資産	26	359,878	8,309	368,213
営業投資有価証券及びその他の投資有価証券				
FVTPLで測定する金融資産	106,807	680,419	1,079,095	1,866,321
FVTOCIで測定する資本性金融資産	26,743	147	46,621	73,511
FVTOCIで測定する負債性金融資産	312,190	342,575	86,584	741,349
合計	845,048	1,643,296	1,923,232	4,411,576
社債及び借入金	—	—	51,696	51,696
証券業関連負債	154,243	73,977	4,989	233,209
顧客預金	—	116,530	362,540	479,070
その他の金融負債	1	351,703	82,856	434,560
合計	154,244	542,210	502,081	1,198,535

連結財政状態計算書において公正価値で測定されていない資産及び負債

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
営業債権及びその他の債権	—	7,365,739	5,615,718	12,981,457
証券業関連資産	—	6,006,229	—	6,006,229
その他の金融資産	—	189,629	191,390	381,019
営業投資有価証券及びその他の投資有価証券	610,438	74,000	662,488	1,346,926
合計	610,438	13,635,597	6,469,596	20,715,631
社債及び借入金	—	4,993,691	655,807	5,649,498
営業債務及びその他の債務	—	749,756	—	749,756
証券業関連負債	—	5,504,586	—	5,504,586
顧客預金	—	9,670,090	5,867,585	15,537,675
その他の金融負債	—	891,743	10,000	901,743
合計	—	21,809,866	6,533,392	28,343,258

5. レベル3に分類される資産及び負債

レベル3に分類される資産及び負債については、取締役会に報告された評価方針及び手続に基づき、外部の評価専門家又は適切な評価担当者が評価の実施及び評価結果の分析を行っております。

評価結果は、経理・財務担当執行役員及び経理財務部門責任者によりレビューされ、承認されております。

公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される資産及び負債について、経常的及び非経常的な公正価値測定に用いた評価技法及び重要な観察可能でないインプットに関する情報は次のとおりであります。

	評価技法	観察可能でない インプット	範囲
営業債権及びその他の債権	インカム・アプローチ	割引率	△0.4% ～ 16.9%
		倒産確率	0.0% ～ 7.0%
		回収率	0.0% ～ 100.0%
証券業関連資産	インカム・アプローチ	株式ボラティリティ	14.2% ～ 80.2%
		金利為替間相関係数	△6.8% ～ △3.9%
		金利間相関係数	29.0% ～ 85.0%
その他の金融資産	インカム・アプローチ	金利為替間相関係数	8.0% ～ 38.0%
		割引率	0.4% ～ 1.2%
		期限前償還率	0.0% ～ 10.5%
		倒産確率	0.1% ～ 1.4%
		回収率	0.0% ～ 74.0%
		割引率	0.2% ～ 21.8%
営業投資有価証券及び その他の投資有価証券	マーケット・アプローチ、 コスト・アプローチ、 インカム・アプローチ	株価収益率	13.2倍 ～ 45.2倍
		株価売上高倍率	5.5倍 ～ 19.3倍
		EBITDA倍率	3.4倍 ～ 40.0倍
		マイノリティ・ディスカウント	8.3%
		非流動性ディスカウント	20.0% ～ 60.0%
		期限前償還率	0.0% ～ 5.7%
		倒産確率	0.0% ～ 5.3%
社債及び借入金	インカム・アプローチ	回収率	30.0% ～ 100.0%
		割引率	△0.1% ～ 0.4%
証券業関連負債	インカム・アプローチ	株式ボラティリティ	14.2% ～ 80.2%
		金利為替間相関係数	△6.8% ～ △3.9%
顧客預金	インカム・アプローチ	割引率	△0.1% ～ 0.4%
		金利間相関係数	29.0% ～ 85.0%
その他の金融負債	インカム・アプローチ	金利為替間相関係数	8.0% ～ 38.0%
		回収率	35.0% ～ 74.0%

経常的に公正価値で測定するレベル3に分類される資産及び負債の公正価値は、割引率の上昇（下落）により減少（増加）し、倒産確率の上昇（下落）により減少（増加）し、回収率の上昇（下落）により増加（減少）し、ボラティリティの増加（減少）により増加（減少）し、相関係数の変動により原資産の性質に応じて増加（減少）し、期限前償還率の上昇（下落）により減少（増加）し、株価収益率の上昇（下落）により増加（減少）し、株価売上高倍率の上昇（下落）により増加（減少）し、EBITDA倍率の上昇（下落）により増加（減少）し、マイノリティ・ディスカウントの上昇（下落）により減少（増加）し、非流動性ディスカウントの上昇（下落）により減少（増加）いたします。

レベル3に分類される資産及び負債について、インプットがそれぞれ合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の公正価値の著しい増減は想定されておりません。

レベル3に分類された経常的に公正価値で測定する資産及び負債の増減は次のとおりであります。

	資産						
	営業投資有価証券及び その他の投資有価証券			合計	営業債権 及び その他の 債権	証券業 関連資産	その他の 金融資産
	FVTPLで 測定する 金融資産	FVTOCIで 測定する 資本性 金融資産	FVTOCIで 測定する 負債性 金融資産				
	百万円	百万円	百万円		百万円	百万円	百万円
2024年4月1日残高	1,096,785	2,646	86,764	1,186,195	667,213	8,278	15,049
購入及び発行	265,575	44,700	64,651	374,926	293,294	—	—
当期包括利益							
当期利益（注）1	92,845	—	△2,254	90,591	△2,909	488	△5,690
その他の包括利益	—	△355	△58	△413	—	—	—
分配等	△17,699	—	—	△17,699	—	—	—
売却及び償還等	△241,387	△345	△62,519	△304,251	—	—	—
決済等	—	—	—	—	△262,961	△762	△1,050
在外営業活動体の換算差額	△14,144	△25	—	△14,169	—	—	—
その他	△85,044	—	—	△85,044	—	—	—
レベル3からの振替（注）2	△17,899	—	—	△17,899	—	△18	—
レベル3への振替	63	—	—	63	—	—	—
2025年3月31日残高	1,079,095	46,621	86,584	1,212,300	694,637	7,986	8,309

	負債				
	社債 及び 借入金	営業債務 及び その他の 債務	証券業 関連負債	顧客預金	その他の 金融負債
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2024年4月1日残高	53,507	2,342	4,493	326,270	61,553
購入及び発行	1,000	—	—	36,600	—
当期包括利益					
当期利益（注）1	△1,783	△2,143	1,401	△73	23,527
その他の包括利益	△29	—	—	△158	—
決済等	△999	△26	△905	△99	△2,224
在外営業活動体の換算差額	—	△173	—	—	—
2025年3月31日残高	51,696	—	4,989	362,540	82,856

（注）1．当期利益として認識された利得又は損失は、連結損益計算書の「収益」に含まれております。なお、当該利得又は損失のうち、当期末に保有するFVTPLで測定する資産及び負債に起因するものは、56,972百万円の利得であります。

2．公正価値の測定に使用する重要なインプットが観察可能となったことによる振替であります。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のビル等（土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結財政状態計算書計上額	時価
34,736百万円	40,832百万円

（注）1．連結財政状態計算書計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2．当連結会計年度末の時価は、賃貸等不動産の所在する地域及び評価される不動産の種類に関する最近の鑑定経験を有し、かつ不動産鑑定士等の公認された適切な専門家としての資格を有する独立的鑑定人による不動産鑑定評価に基づいております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分	4,162円73銭
基本的1株当たり当期利益（親会社の所有者に帰属）	536円09銭

収益認識に関する注記

収益の内訳は次のとおりであります。

	当期 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
	百万円
収益	
金融収益	
受取利息	
償却原価で測定される金融資産（注） 1	510,942
FVTOCIで測定する負債性金融資産（注） 2	16,581
FVTPLで測定する金融資産から生じる収益	207,870
FVTPLで測定すると指定した金融負債から生じる収益	7,880
その他	60,822
金融収益合計	804,095
保険収益	96,584
顧客との契約から生じる収益	
役務の提供による収益	226,306
物品の販売による収益	107,371
その他	209,377
収益合計	1,443,733

(注) 1. 主に、銀行業において保有する債券並びに銀行業及び証券業における貸付金から生じる受取利息であります。

2. 主に、銀行業及び保険業において保有する債券から生じる受取利息であります。

1. 収益の分解

顧客との契約から生じる収益の内訳は次のとおりであります。

役務の提供による収益は主に証券業におけるファイナンシャルアドバイザーフィー、投資信託に係る代行手数料が含まれております。ファイナンシャルアドバイザー業務においては、主にファイナンスに関する助言業務を行う履行義務を負っております。当履行義務は資金調達の達成により充足されるため、資金調達完了日に収益を認識しており、通常、収益認識日から数か月以内に手数料を受領しております。投資信託に係る代行事務業務においては、受益者に対する代行事務を行う履行義務を負っております。当履行義務は投資信託の信託期間にわたり充足され、通常、収益認識日から1年以内に手数料を受領しております。

物品の販売による収益は、主に不動産、航空機、医薬品、健康食品等の販売が含まれております。当該物品の販売による収益は、個々の契約内容に応じ、引渡、出荷、又は検収時など、約束した商品を顧客に移転することによって履行義務を充足した時点で認識しております。

	金融サー ビス事業	資産運用 事業	投資事業	暗号資産 事業	次世代事 業	計	消去又は 全社	連結
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
顧客との契約から生じる収益								
役務の提供による収益	183,306	34,223	14,339	558	9,078	241,504	△15,198	226,306
物品の販売による収益	77,534	-	13,148	-	17,082	107,764	△393	107,371
合計	260,840	34,223	27,487	558	26,160	349,268	△15,591	333,677

2. 契約残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は次のとおりであります。

	当期首 (2024年4月1日)	当期末 (2025年3月31日)
	百万円	百万円
顧客との契約から生じた債権	16,493	23,213
契約負債	5,326	8,759

契約負債は主に、カード事業における年会費収入のうち期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当期において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、5,326百万円であります。

重要な後発事象に関する注記

1. 韓国の教保生命保険株式会社の株式取得

当企業グループは、2025年4月17日開催の取締役会で、韓国の教保生命保険株式会社（以下、「教保生命保険」という。）の株式を同社の既存株主から追加取得し、同社を持分法適用関連会社とすることを決議いたしました。

(1) 株式取得の理由

当企業グループでは、国内外での事業領域拡大に向けてM&A等を積極的に活用しており、保険事業においても、更なる事業拡大を目指して国内外でのM&A等を検討しておりました。一方、教保生命保険においては、今後の事業拡大に向けた施策を検討していく中で当企業グループとの連携の更なる深化を図ることを検討していたことから、この度、当企業グループは、韓国の公正取引委員会及び金融監督院による承認を前提に、教保生命保険の既存株主から同社株式を追加取得し、教保生命保険を当企業グループの持分法適用関連会社とし、教保生命保険との連携の一層の強化と当企業グループにおける保険事業の拡大を図ることにいたしました。

(2) 持分法適用関連会社となる会社の概要

名称	教保生命保険株式会社
事業の内容	生命保険業等
資本金	1,025億KRW

(3) 取得株式数および所有株式の状況

異動前の所有株式数 9,327,500株

取得株式数 11, 172, 500株
異動後の所有株式数 20, 500, 000株（議決権所有割合：20. 4%）

(4) 今後の見通し

本株式取得による当企業グループの連結業績に与える影響は現時点では確定しておりません。

2. 株式会社SBI貯蓄銀行の株式譲渡

当企業グループは、2025年4月28日開催の取締役会で、韓国の連結子会社である株式会社SBI貯蓄銀行（以下、「SBI貯蓄銀行」という）の株式の一部を、韓国の教保生命保険株式会社に対して譲渡することを決定いたしました。

(1) 株式譲渡の理由

株式の譲渡予定先である教保生命保険は韓国有数の生命保険会社であり、2007年に当社が教保生命保険の一部株式を取得して以降、デジタル金融など様々な領域において、当企業グループと長年に亘る提携関係を継続してきたパートナー企業であります。教保生命保険では、将来の金融持株会社への転換を目指して非保険事業領域の拡大を図るべく優良な貯蓄銀行の買収を検討していたことから、当企業グループのSBI貯蓄銀行に対する投資の一部回収を図るとともに、教保生命保険グループとの連携の一層の深化に繋げるべく、この度、当企業グループの保有するSBI貯蓄銀行の株式の一部を教保生命保険に譲渡することにいたしました。

(2) 株式譲渡の概要

当企業グループは、韓国の公正取引委員会及び金融監督院による承認を前提に、2026年10月30日までに、当企業グループが保有するSBI貯蓄銀行の普通株式合計156, 147, 223株を、教保生命保険に対して複数回に分けて譲渡することで合意し、その第一回目として、2025年5月2日付で、当企業グループが保有するSBI貯蓄銀行の普通株式26, 545, 028株（議決権比率：9. 97%）を譲渡いたしました。

その後、最終株式譲渡実行日となる2026年10月30日において、SBI貯蓄銀行に対する教保生命保険の議決権保有比率が過半を超えることになるため、2026年10月30日以降、SBI貯蓄銀行は当企業グループの連結子会社から外れ、持分法適用関連会社となる予定です。

(3) 異動予定の子会社の概要

名称	株式会社SBI貯蓄銀行
事業の内容	資金の貸出業務及び預金の収入業務等
資本金	1兆5, 615億KRW

(4) 今後の見通し

2026年10月30日を予定している最終株式譲渡実行日までは、SBI貯蓄銀行は引き続き当企業グループの連結子会社であり、当企業グループの2026年3月期連結業績に与える影響は現時点では確定しておりません。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	180,400	225,512	97,017	322,529	50,630	50,630	△87	553,472
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	1,525	1,524		1,524				3,049
剰 余 金 の 配 当					△48,323	△48,323		△48,323
当 期 純 利 益					59,680	59,680		59,680
自己株式の取得							△10	△10
自己株式の処分			1	1			1	2
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)								
当 期 変 動 額 合 計	1,525	1,524	1	1,525	11,357	11,357	△9	14,398
当 期 末 残 高	181,925	227,036	97,018	324,054	61,987	61,987	△96	567,870

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評価・換算差額等 合 計		
当 期 首 残 高	6,495	6,495	1,988	561,955
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				3,049
剰 余 金 の 配 当				△48,323
当 期 純 利 益				59,680
自己株式の取得				△10
自己株式の処分				2
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	△4,131	△4,131	△863	△4,994
当 期 変 動 額 合 計	△4,131	△4,131	△863	9,404
当 期 末 残 高	2,364	2,364	1,125	571,359

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(3) 投資事業組合等への出資

当社の子会社に該当する投資事業組合等については、当社の決算日における組合等の仮決算による財務諸表に基づいて、当該組合等の純資産を当社の出資持分割合に応じて、その他の関係会社有価証券（固定資産）として計上しております。

当社の子会社に該当しない投資事業組合等については、当該組合等の事業年度の財務諸表及び事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表等に基づいて、当該組合等の純資産を当社の出資持分割合に応じて、営業投資有価証券（流動資産）として計上しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は建物3～18年、構築物50年、器具備品3～20年、車両運搬具6年であります。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能見込期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 売上高及び売上原価

売上高には、営業投資有価証券売上高、受取配当金、顧客との契約から生じる収益等が含まれており、売上原価には営業投資有価証券売上原価等が含まれております。

(2) 営業投資有価証券売上高及び営業投資有価証券売上原価

営業投資有価証券売上高には、投資育成目的の営業投資有価証券の売上高、受取配当金及び受取利息を計上し、同売上原価には、売却有価証券帳簿価額、支払手数料、評価損等を計上しております。

(3) 受取配当金

子会社及び関連会社からの配当金を受取配当金として売上高に計上しております。

(4) 顧客との契約から生じる収益

顧客との契約から生じる収益について、下記の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社は、主に運営サイトにおいて、金融サービス等の各種サービスを提供する事業者からの手数料収入を得ております。当該収入は、運営サイトに事業者の商品情報等を掲載し、運営サイト閲覧者が見積りを申し込んだ時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(2) 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) 投資事業組合等への出資に係る会計処理

当社の子会社に該当する投資事業組合等については、当社の決算日における組合等の仮決算による財務諸表に基づいて、当該組合等の純資産及び収益・費用を当社の出資持分割合に応じて、その他の関係会社有価証券（固定資産）及び収益・費用として計上しております。

当社の子会社に該当しない投資事業組合等については、当該組合等の事業年度の財務諸表及び事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表等に基づいて、当該組合等の純資産及び収益・費用を当社の出資持分割合に応じて、営業投資有価証券（流動資産）及び収益・費用として計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

控除対象外の消費税等については、販売費及び一般管理費に計上しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記4. 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

会計上の見積りに関する注記

市場価格のない子会社株式の評価

当社は、持株会社として多額の子会社株式を保有しており、関係会社株式1,572,444百万円のうち、市場価格のない子会社株式が1,397,141百万円含まれております。市場価格のない子会社株式は、期末における実質価額が取得原価に比して50%程度以上低下した場合に評価損を計上しております。実質価額の算定は、各社の財務数値及び事業計画に基づき実施しており、当事業年度において計上された関係会社株式評価損29,010百万円のうち、市場価格のない子会社株式の評価損が18,730百万円含まれております。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,647百万円 |
| 2. 保証債務 | |
| (1) 関係会社の営業債務に対する保証額 | 9,201百万円 |
| (2) 関係会社の社債及び借入金に対する保証額 | 14,431百万円 |
| (3) その他 | |

当社の連結子会社であるＳＢＩリクイディティ・マーケット株式会社は、外国為替証拠金取引における銀行カバー取引を行っております。当該事業に係る、取引先金融機関に対する同社の現在及び将来的に発生する債務に対し、当社が信用保証を供与する契約及び連帯保証する契約を締結しております。なお、当事業年度末における未決済の債務残高は5,911百万円であります。

また、当社の連結子会社である株式会社ＳＢＩ証券が顧客との間で行う通貨保証金取引に連動してＳＢＩリクイディティ・マーケット株式会社との間で行う外国為替取引に関し、株式会社ＳＢＩ証券がＳＢＩリクイディティ・マーケット株式会社に対して負担するすべての債務の額に0.7の割合を乗じて得た額を上限として当社が連帯保証しております。なお、当事業年度末において未決済の債務残高はないため、保証債務は発生しておりません。

- | | |
|----------------------|------------|
| 3. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務 | |
| (1) 短期金銭債権 | 351,222百万円 |
| (2) 長期金銭債権 | 4,412百万円 |
| (3) 短期金銭債務 | 108,292百万円 |
| (4) 長期金銭債務 | 10,719百万円 |

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 売上高 | 157,914百万円 |
| (2) 仕入高 | 9,448百万円 |
| (3) 営業取引以外の取引高 | 13,217百万円 |

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	32,768株
------	---------

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、有価証券評価損等及び貸倒引当金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、譲渡損益の繰延及びその他有価証券評価差額金であります。

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

属 性	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (注)1	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子 会 社	SBIファイナンシャルサー ビシズ(株)	所有 100%	役員の兼任	配当金の受取	42,500	-	-
子 会 社	SBIノンバンクホールディ ングス(株)	所有 100%	役員の兼任	資金の貸付(注)2	45,579	短 期 貸 付 金	10,289
				増資の引受	25,000	-	-
子 会 社	SBI地銀ホールディングス (株)	所有 100%	役員の兼任	資金の貸付(注)2	23,108	短 期 貸 付 金	-
子 会 社	ER17(株)	所有 100%	なし	資金の貸付(注)2、4	35,749	短 期 貸 付 金	17,928
子 会 社	SBI F S 合同会社	所有 100% (100%)	なし	資金の貸付(注)2	49,612	短 期 貸 付 金	23,811
子 会 社	(株)SBI 新生銀行	所有 100% (77.8%)	なし	増資の引受	71,333	-	-
子 会 社	SBI G K(株)	所有 100% (1.6%)	なし	資金の貸付(注)2	38,225	短 期 貸 付 金	19,174
子 会 社	SBI キャピタルマネジメン ト(株)	所有 100%	役員の兼任	資金の貸付(注)2	34,395	短 期 貸 付 金	14,088
子 会 社	SBI VENTURES SINGAPORE PTE. LTD.	所有 100%	役員の兼任	資金の借入(注)2	99,902	短 期 借 入 金	4,101
				増資の引受	36,938	-	-
				資本の払戻	72,866	-	-
子 会 社	SBI SG1 PTE LTD.	所有 100%	なし	増資の引受	103,874	-	-
子 会 社	SBI ALApharma Co., Limited	所有 100% (100%)	なし	資金の借入(注)2	156,688	短 期 借 入 金	78,344
子 会 社	SBI C M 合同会社	所有 100% (100%)	なし	資金の貸付(注)2	186,863	短 期 貸 付 金	82,203
子 会 社	E G 1 合同会社	所有 100% (100%)	なし	有価証券の売却(注)3			
				売却代金	103,815	-	-
				売却益	102,017	-	-

子会社	SBI Ventures Two(株)	所有 100% (100%)	役員の兼任	資金の貸付(注)2	73,883	短期貸付金	7,400
子会社	SBI VENTURES ASSET PTE. LTD.	所有 100% (100%)	なし	資金の貸付(注)2	37,158	短期貸付金	10,258
子会社	SBI Ventures Three合同会社	所有 100% (100%)	なし	資金の貸付(注)2	53,478	短期貸付金	23,859
子会社	SBI クリプトアセットホールディングス(株)	所有 100%	役員の兼任	資金の貸付(注)2	25,500	短期貸付金	12,750
子会社	SBI エナジー(株)	所有 100%	なし	資金の貸付(注)2、5	23,411	短期貸付金	11,705
子会社	SBI ファーマ(株)	所有 100% (100%)	役員の兼任	資金の貸付(注)2	22,156	短期貸付金	10,698
子会社	SBI ALAファーマ(株)	所有 100% (0.0%)	役員の兼任	資金の貸付(注)2	36,730	短期貸付金	18,305

- (注) 1. 「議決権等の所有割合」の()内は、間接所有割合で内数であります。
2. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利息を合理的に決定しております。
3. 有価証券の売却価格は、独立した第三者による株価算定書を勘案して決定しております。
4. ER17(株)への短期貸付金に対し、629百万円の貸倒引当金を設定しております。また、当事業年度において629百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
5. SBI エナジー(株)への短期貸付金に対し、11,430百万円の貸倒引当金を設定しております。また、当事業年度において89百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

2. 役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	高村 正人	被所有 0.1%	当社代表取締役	ストック・オプションの権利行使(注)	342	-	-
役員	日下部 聡恵	被所有 0.0%	当社取締役	ストック・オプションの権利行使(注)	34	-	-
役員	椎野 充昭	被所有 0.0%	当社取締役	ストック・オプションの権利行使(注)	12	-	-

- (注) 2020年5月28日及び2020年6月26日の取締役会の決議により発行した会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権であります。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,881円81銭
1株当たり当期純利益	197円34銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	187円82銭

重要な後発事象に関する注記

韓国の教保生命保険株式会社の株式取得

連結注記表の「重要な後発事象に関する注記 1. 韓国の教保生命保険株式会社の株式取得」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(注) 計算書類の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。